

御宿町告示第70号

御宿町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成15年12月12日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成15年12月18日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成15年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成15年12月18日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 3号 町道路線の廃止について
- 日程第 6 議案第 4号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成15年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成15年度御宿町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
3番	式田善隆君	4番	伊藤博明君
5番	吉野時二君	6番	川城達也君
7番	式田孝夫君	8番	瀧口義雄君
9番	白鳥時忠君	10番	小川征君
11番	中村俊六郎君	12番	浅野玄航君
13番	貝塚嘉軼君	14番	新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	新藤研君
教育課長	石田義廣君	税務課長	吉野健夫君
環境整備課長	井上秀樹君	農林水産課長	米本清司君
建設水道課長	藤原勇君	商工観光課長	氏原憲二君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	田中とよ子君

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣君	主任主事	市原茂君
------	-------	------	------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成15年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日ここに、平成15年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、国民健康保険税条例の一部改正を初め、一般会計補正予算案等6議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

今定例会は今年最後の定例会となりますので、開会に先立ちまして、この1年間を振り返ってみたいと思います。

町の10大ニュースにもありますように、平成15年1月15日に第1回法定協議会を開催し、1市5町の合併実現に向けて慎重に協議しておりましたが、10月7日の第10回協議会をもって廃止となり、1市5町の合併協議は白紙となりました。

また、今年は4月13日の千葉県議会議員選挙、9月21日の御宿町議会議員選挙、11月9日の衆議院総選挙と3つの選挙がありました。当町議会におきましても、清新はつらつたる新し

い議員が誕生し、各般の事業遂行上、非常に力強く感じているところでございます。

そのほかにも、新型肺炎の流行により、中学校海外研修の中止や、65歳以上の高齢化率が県下1位になるなど、今年も多くの出来事がありました。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、12月3日に全国町村長大会が開催され、地方税財源の充実強化や町村自治の確立強化などについての決議がなされました。

次に、合併問題ですが、先日の臨時会で申し上げましたとおり、現在夷隅郡内5町と勝浦市からの申し入れがありましたが、12日に再度勝浦市町が来長し、御宿町との合併協議について勝浦市の考え方等の話があり、改めて正式に合併協議をしたいというお話がありました。また、先月26日の御宿町来町後、12月1日に大多喜町を訪問し、同じく合併協議についてのお願いをしてきたということでありました。

御宿町といたしましては、現在枠組みについて検討中であり、議会におかれましても毎週勉強会を開催し、協議している状況でありますので、すぐには結論が出せない旨を勝浦市長に申し上げました。

次に、15日に夷隅郡町村会の臨時会が開催され、来月予定されております官公署長懇談会及び千葉県犯罪被害者支援センターの入会についての協議、またその他として合併について各町の現況の状況を話し合ったところであります。

いずれにいたしましても、合併は避けて通れない問題でありますので、今後も御宿町の将来を念頭に、議会と協働のもと、住民の理解をいただきながら御宿町の進むべき方向を考えていきたいと思っております。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、町民の福祉と町政の発展のため努力してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが冒頭のあいさつとさせていただきます。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。8番、瀧口義雄君、9番、白鳥時忠君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議ないようですので、今定例会の日程は本日1日限りといたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第1号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険税施行令等の一部改正する政令が平成15年10月22日公布、同日施行となったことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） それでは、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。説明につきましては、条文の概要をもって説明をさせていただきますと思います。

第1点目でございますが、国民健康保険税に関する申告第12条につきましては、法改正に伴い削るものございまして、内容につきましては16年1月1日以降、源泉徴収選択口座内の株式譲渡所得について、上場株式等の取り引きの報告書を従来はお願いをしておったわけでございますけれども、この提出義務を廃止をするということでございます。

なお、町の申告につきましては、昨年度はございませんでした。17年度からの適用ということになります。

次に、商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例についてございま

すが、これにつきましても法改正によりまして、従来の商品先物取引のほかには有価証券先物取引等に係る雑所得を加えまして、名称を先物取引に係る雑所得等の課税の特例に改めるものでございます。

次に、先物取引等の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、平成15年1月1日以後に生じた商品先物取引または有価証券先物取引に係る差金決済をしたことによる損失につきましては、その年の商品先物取引または有価証券等先物取引に係る雑所得から、翌年以後3年間にわたって繰越控除をすることができるということでございます。これらにつきましては、16年度から適用されるものでございまして、昨年度御宿町においては該当ございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第2号 町道認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、御宿町久保地先の道路を道路法第8条第2項の規定により、新たに町道の認定をお願いするものでございます。本案につきましては、12月10日開催の産業建設委員会で協議をしていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、町道路線の認定について、ご説明いたします。

今回お願いする町道路線の認定は、町道3097号線の1路線でございます。

議案第2号の次のページの案内図をお願いいたします。

まず、場所ですが、県道夷隅御宿線から町営富士浦団地に抜ける青く塗ってある町道3005線に接続する、茶色に着色してある町道3097号線と書いてある道路です。

前のページをお願いいたします。

町道の幅員ですが、4メートルから7.3メートル、延長で67メートルです。

今回認定する理由ですが、千葉県企業庁が夷隅開発事業における用地協力者としての代替用地として整備し、昭和53年6月で町へ移管を受け、法定外道路として管理していた道路ですが、本年7月に境界確定作業が完了したことから認定をお願いするものです。

以上で説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第3号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第3号 町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案は、御宿町実谷地先の町道2160号線及び町道2664号線につきまして、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、町道2路線の廃止をお願いするものでございます。本案につきましては、12月10日開催の産業建設委員会で協議をしていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、町道路線の廃止について、ご説明いたします。

今回お願いする町道路線の廃止は2路線でございます。

議案第3号の次のページの案内図をお願いいたします。

まず、場所ですが、第8分団消防庫詰所わきから、御宿台に抜ける緑に着色してある町道2151号線に接続する赤く着色してある町道2160号線、それに接続する町道2664号線です。

前のページをお願いいたします。

町道2160号線の町道の幅員は1.8メートル、延長で72.5メートル。町道2664号線の町道の幅員は1.8メートル、延長で29メートルです。

今回廃止の理由ですが、農業公社牧場設置事業の一環として町道路線の廃止をお願いする周辺の土地を有限会社村石養鶏場において買収したことから、一般の交通の用に供する必要がなくなり、また本年8月14日に公共用財産用途廃止及び売り払い申請が提出されたことからお願いするものです。

以上で説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

公社事業の関係ということでございますが、現況の状況はどのようになっていますか。

それから、関連ということではございましょうが、その公社事業ですね、これにかかりましてはいろいろ過去経過がございます。一度最終的な報告も受けたかとは思いますが、改めてその事業とそれからそれに係る案件、具体的に言えば御宿台からのクレーム等あったわけですが、こうしたものを今時点でどうなっているのかですね。

それから、この公社事業、これでそろそろ最終年度だと思いますけれども、終わったんでしょうか。公社事業等についての進捗状況などについてですね、あわせてお伺いいたしたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） まず現況ですが、田んぼのあぜの部分に一応赤道ということでもともとあった道路でございます。

続いて、公社牧場の関係なんですけど、まず農業開発公社牧場の飼料畑造成工事として、平成14年2月18日に着工いたしまして、完了が平成15年1月15日と聞いております。また、開発

工事の面積としては3.963ヘクタールということを確認しております。

申しわけございませんが、御宿台等についてはちょっと私の方では。

議長（伊藤博明君） 米本農林水産課長。

農林水産課長（米本清司君） 御宿台とのことですが、苦情の状況ということでございますけれども、何度か御宿台の区長さんと話しながら、住民と該当する牧場さんと事業主と区の代表者との覚書、環境問題に対してのそれを取り交わしております。私もですね、その覚書の中の立会人ということで名前も連ねさせていただいておりますが、るる問題が発生したときには事業者さんの責任において解決していくというような状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり廃止することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第4号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第4号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算は、補正額547万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7,917万3,000円とさせていただくものです。

補正内容は、退職被保険者等高額療養費一般被保険者保険税還付金の今後の支払いに不足が生じたことから、追加補正をお願いするものです。

なお、本案につきましては、去る12月1日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、

申し添えます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 議案第4号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げます。

2ページ、事項別明細書、歳入からまずご説明をいたします。

療養給付費等交付金の補正額500万7,000円でございますが、支払基金から交付されます。その他繰越金補正額47万円で、歳入補正額547万7,000円、歳入予算総額を8億7,917万3,000円とするものです。

次に3ページ、歳出でございますが、退職被保険者等高額療養費補正額500万7,000円でございますが、既に11月末の予算執行率が99%となっております。残り4カ月分の支払いに不足が生じますのでお願いするものです。

次に、一般被保険者保険税還付金補正額47万円でございますが、残り4カ月の国保の加入喪失による課税をすることから推計しますと、不足が生じることからお願いするものです。

以上、歳入歳出補正予算額547万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億7,917万3,000円とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第5号 平成15年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第5号 平成15年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算は、補正額60万5,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ4億5,288万5,000円とさせていただきます。

主な内容につきましては、国の保険者機能強化特別対策給付金事業にかかわる増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中保健福祉課長。

保健福祉課長（田中とよ子君） それでは、ご説明いたします。

まず3ページの事項別明細書の歳入ですが、国庫支出金の国庫補助金で、保険者機能強化特別対策給付金77万円の増額につきましては、介護費用適正化特別対策給付事業として交付されるものです。繰入金の16万5,000円の減額は、補助金交付によりまして一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、4ページですが、歳出、総務費の一般管理費60万5,000円の増額につきましては、国保連合会との給付実績状況等のデータ取り込みをする専用パソコンの購入費と給付管理システム改修委託費用となります。

以上、60万5,000円の追加補正をさせていただきます。歳入歳出総額を4億5,288万5,000円とするものです。

よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第6号 平成15年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第6号 平成15年度御宿町一般会計補正予算（第5号）について、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出とも5,400万円を追加し、補正後の予算総額を30億1,498万3,000円とするものです。

主な内容は、8月の豪雨による災害復旧事業や、7月に交付された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定事業の実施等であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、議案第6号 平成15年度御宿町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ5,400万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を30億1,498万3,000円とするものであります。

次に、第2条地方債の追加でございますが、5ページの第2表地方債の補正によりご説明いたします。

第2表地方債補正でございますが、8月15日から17日の豪雨により発生いたしました道路河川災害の復旧に充当いたします災害復旧事業債につきまして、580万円を限度として借り入れを行うものでございます。

次に、補正の内容につきましては、6ページからの事項別明細書により説明いたします。

初めに歳入ですが、地方交付税で769万1,000円、これは今年度交付額の決定しております普通交付税を計上いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

分担金及負担金の負担金、民生費負担金で老人福祉費負担金8万2,000円の減額、これは老人ホーム入所者負担金につきまして、現在までの実績から収入見込みに基づき減額するものでございます。

国庫支出金の国庫負担金、民生費負担金、心身障害者福祉費負担金で8万2,000円、これは更生医療の補正予算分に対する国庫負担金の計上でございます。

災害復旧費の国庫負担金、土木施設災害復旧費国庫負担金で1,171万6,000円、これは8月

の豪雨により発生いたしました道路2カ所、河川4カ所の災害復旧工事に係る負担金でございます。

次に、国庫補助金、衛生費国庫補助金、清掃費補助金で161万円、これは小型合併浄化槽設置にかかわる補正予算計上分の国庫補助金であります。

教育費国庫補助金、教育費補助金で23万9,000円、これは小中学校の理科教育振興備品の購入につきまして、国庫補助の対象となったため財源更正を図るものでございます。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金、心身障害者福祉費負担金で4万1,000円、これは更生医療の県負担金でございます。

県補助金の衛生費県補助金、清掃費補助金で161万円、これは小型合併浄化槽設置にかかわる県補助金でございます。

県委託金の総務費委託金、統計調査費委託金で20万1,000円、これは漁業センサス調査におきまして5つの調査区にそれぞれ調査員を配置するよう県から指導がありまして、調査委託費が増額されました。これに伴う増額でございます。

次に、8ページに移りまして、衛生費委託金の環境衛生費委託金で21万円、これはミヤコタナゴの生息地の環境整備事業について県から委託の決定がありましたので計上するものでございます。

次に繰越金の1,999万9,000円は前年度からの繰越金を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

諸収入の雑入で488万3,000円、これは合併協議会の解散により発生いたしました余剰金についての返還がありましたので計上するもの、また御宿台地区の法面保護工事につきまして、開発企業から負担金の受け入れが予定されるための計上でございます。

詳細につきましては、580万円は先ほどの地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出に移りまして、総務費の総務管理費の一般管理費、報償費で18万6,000円、これは町表彰規程による受賞者、また退職が予定される職員について町の要綱に基づき必要額を計上するものでございます。

旅費8万円につきましては、不足分の計上でございます。

需用費80万1,000円、消耗品費63万1,000円につきましては、今年度から稼働いたしました地域ネットワークシステムに係る消耗品につきまして、現時点までの実績から見込まれます不足分でございます。食糧費17万円、これは来年の新年祝賀式に係る費用について、前年度実績に基づき計上するものでございます。

委託料の112万円、これは給与システムにおける給与改定に伴う修正分、また共済費の帳票の変更に伴いますプログラム開発の経費でございます。

使用料及賃借料で24万1,000円の減額、これは職員1人1台体制となりましたパソコンについての使用料の入札差金、及び総合行政ネットワーク器材の値引き分について減額計上するものでございます。

工事請負費37万5,000円、これは電算の回線工事、配管工事に係る経費でございます。

財産管理費の需用費6万円、これは公用車のタイヤ交換修繕料でございます。

工事請負費280万6,000円、これは緊急に対応いたしました旧水産加工組合建物の取り壊し分と農協わきの旧庁舎取り壊しに係る不足分、さらには開発企業の負担によります御宿台の法面工事分の計上でございます。

防災諸費で、需用費33万7,000円、これは中央海岸と岩和田海水浴場の防災無線子局のスピーカーの修繕料でございます。

10ページに移りまして、選挙費、選挙管理委員会費、報酬で3万1,000円、公職選挙法の一部改正に伴いまして選挙管理委員会を開催したことによります不足分でございます。

統計調査費、各種統計調査費の報償から旅費、需用費につきましては、漁業センサスの実施に当たり、県の指導により調査員を5名置くことになったことによる増額補正でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金で4万円の減額につきましては、補助を予定しておりました母子福祉会が解散したため、全額減額計上するものでございます。

老人福祉費の報償費で11万円の減額、これは長寿記念品につきまして実績が出ましたので減額計上するものでございます。

委託料18万8,000円、これは老人ホーム入所措置費につきまして、実績に基づく補正でございます。

償還金利子及割引料で8万4,000円、前年度の在宅福祉事業費補助金につきまして、額が確定いたしましたので、県への返還金でございます。

繰出金の16万5,000円の減額、介護保険特別会計における介護費用適正化特別対策事業につきまして、新規補助金の交付が見込まれますので、特別会計の財源更正によって繰出分を減額するものでございます。

心身障害者福祉の扶助費16万5,000円、これは更生医療につきまして見込まれる不足分の計上でございます。

償還金利子及び割引料で4万2,000円、これも前年度の在宅福祉事業費補助金につきまして額が確定したことによる国への返還金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の役務費7万3,000円と委託料126万円は、今年7月に公布されました次世代育成支援対策推進法に基づき、地域行動計画を策定する必要が生じたので、アンケート調査に係る郵便料及び集計分析のための委託料の計上でございます。

保育所費の備品購入で31万5,000円は、給食の栄養価計算、献立作成のためのパソコンソフトの購入費でございます。

衛生費の保健衛生費、環境衛生費の委託料21万3,000円につきましては、ミヤコタナゴの生息地の環境整備事業委託でございます。

12ページに移りまして、し尿処理費、負担金補助及交付金で483万円、これは小型合併処理浄化槽の設置補助についての不足分の計上でございます。

農林水産業費の農業費、農業振興費の需用費で2万4,000円、これは公用車の燃料費分でございます。

林業費の治山費で委託料47万3,000円は、部田地先の治山工事のための測量委託費でございます。

水産業費、水産業振興費の負担金補助及び交付金で5万2,000円、これは漁業近代化資金利子補給事業につきまして、新規の申請があったためこの利子補給額を計上するものでございます。

土木費の土木管理費、土木総務費の給料、職員手当、共済費につきましては、8月の豪雨によって発生いたしました災害復旧事業が国庫補助事業の対象となりましたので、事務費分として災害復旧事業費に組み替えを行うための減額でございます。

道路橋梁費、0109号線道路改良費、工事請負費で250万円の減額、これは用地の購入の見通しが立ちましたので、交通安全附属施設等の費用について見込まれる減額分でございます。

公有財産購入費で2,412万1,000円、道路用地の購入経費を計上しております。

都市計画費の都市計画総務費、委託料で339万2,000円、当初予算で都市計画素案と住民配布用広報及び案の作成委託分を予算措置いたしましたでしたが、業務の進捗によりまして県の都市計画審議会提出用資料作成を含む都市計画決定にかかわる業務委託の追加でございます。

教育費に移りまして、教育総務費の事務局費、報償費で3万円、これは教育施設建設委員会の報償について開催日数の実績から見込まれます不足分でございます。

負担金補助及交付金で322万2,000円の減額、これは中学校海外派遣事業につきまして、本

年度は新型肺炎の流行により実施を見送ったことによる減額でございます。

14ページに移りまして、小学校費の教育振興費、これは財源更正でございます。国庫補助の対象となった理科教育振興費分でございます。

中学校費の学校管理費、工事請負費で22万1,000円、これは雨漏りによって廊下での生徒の転倒のおそれがあること、また雨水の浸透によりましてコンクリートが破損するおそれがあることから、中学校西側校舎の外壁改修にかかわる経費でございます。

中学校費の教育振興費につきましては、理科振興備品の補助対象の財源更正でございます。

社会教育費の公民館費、需用費で46万1,000円、これは公民館の合併浄化槽の水中ポンプの交換経費でございます。

社会教育費の資料館費、需用費で6万3,000円、これは野沢温泉村から送られました道祖神を展示するための台の作成経費でございます。

工事請負費で77万7,000円、これは資料館の玄関と機械室の雨漏り修繕のための防水工事でございます。

保健体育費の保健体育総務費、報償費から需用費、役務費まで、体育祭が中止となったことによります不用額76万7,000円を減額するものでございます。

15ページに移りまして、保健体育費、保健体育施設費でございます。旅費の4万2,000円につきましては、海洋センターが高齢転倒防止プログラム事業のモデルセンターとなるなど、当初見込んでおりません経費が出ましたので、不足分を計上するものでございます。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で1,861万6,000円でございますが、給料から工事請負費まで、いずれも8月15日から17日の豪雨により発生いたしました道路2カ所、河川4カ所の国庫補助災害復旧工事と事務費、また10月30日の大雨によります8カ所の単独災害復旧事業でございます。

以上、歳入合計は、補正額5,400万円で、補正後の予算総額は30億1,498万3,000円となります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより、午前10時25分まで休憩いたします。

（午前10時13分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時28分）

議長（伊藤博明君） これより、質疑に入ります。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

ちょっと2点ばかり伺います。

13ページ、続けてありますけれども、0109号線の道路改良費、さらに都市計画費ですね、これ長年にわたって行ってきた事業だと思えますけれども、ほぼ先が見えた段階に入っておるのではないかなと、そのように感じますけれども、それぞれこれ今までに総額どのぐらいの費用がかかっておるのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、0109号線の事業費ということで、まず平成元年から14年度までなんですが、10億692万8,000円です。その内訳としては、国費が7億6,536万8,000円、県の補助金が3,660万、一般財源が2億496万円でございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、都市計画関係の経費ということでございます。

都市計画につきましては、平成8年度に都市計画の基礎調査を行ってからですね、現在までさまざまな調査、資料作成等を行ってきたわけでございます。

今回339万2,000円の補正をお願いいたしましてですね、合計額で委託料で1億254万8,000円というような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） わかりました。

両方の事業ともこれ膨大な金額を投じて完成に近づいておるものだと思いますけれども、前回でしたか、前々回でしたか、石井議員からこの0109号線につきまして、利便性や安全性につきましてのご質問が出たと、そのように記憶しておるんですけども、その辺がいかになっておるのかなということと、10億のお金をつかった、それだけの町民にとって利用価値がある道路ということでございますので、利便性、安全性も含めまして、こういう利用価値が十分に見込まれてやった事業だということもありませんでしたら、ごく簡単で結構ですからお話しいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 道路の既存の関係なんですが、地元の警察と供用開始する上です、既設の道路の整備の状況の調整を現地において協議を終わっております。その結果です、今の現状では交通量等、また道路の利用する方たちがどのような状況がわからない中で、供用開始にする前に規制等を行ってしまうことはかえって混乱を招くのではないかとということで、供用開始した後に交通規制については再度調整する必要があるということで今考えております。

また、ご承知のとおり、大型車両についてはですね、今現在道路法の中で道路管理者ができる行為ということで、橋梁あるいはトンネル、そういった重要な構造物、または道路の構造によって道路の交通を規制するという、大型車両の規制もできるということがございますので、これを踏まえまして再度警察と協議していくつもりでいます。

大型車両につきましてはですね、今現在考えておりますのは、天の守の町有地に今大原土木事務所で行っております128号の交差点の舗装工事の切削材をいただいて敷きならすという方向で今要望している状況です。

また、開通してからの利便性ということですが、当初の目的は夏季の128号線の慢性的な交通渋滞を少しでも解消するという目的で整備されたと聞いております。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

2点ばかり質問させていただきます。

8ページの合併の清算についてと、教育建設委員会報償ということですがけれども、続けて質問させていただきます。助役の方からフライングではないかというクレームもついております。一般質問に抵触しないような形で慎重に質問させていただきます。

そういう中で、まず合併の清算についてなんですけれども、町長が今説明で言われたように、1市5町の法定協議会が解散されまして約400万の返還がなされたと、この件について備品は買うなという、私たち言ってあったんですけども買い取ったという部分もあると、それとリース部分の残りはどうなったのかと、またどういう配分がなされたのかということと、1市1町、または5町の合併の枠組みが今現在議論されており、町長が今言われたように勝浦市長の理解が一応しており、助役、議長も連動しております。

合併事務について1つの窓口がなかったと、要するに担当窓口がなかったのではないかなと

いう今までどこが担当していたのかというのが御宿町、どこの町でもなかったんですけども、今後こういうものが進んでいく中で、専門的なプロジェクトチームですか、部署、そういうものを一本化するべきではないかなと、これは私の提案です。

それと、今議会と行政が勉強しております。そういうことも承知で、今後こういうプロジェクトを立ち上げていただけないかということです。

それと、今まで何でこの法定協議会が解散したかという主要因ですね、それが法定協議会の場でも解明尽くされていないと、また御宿町においてもそうだと。何でこの法定協議会、1市5町が解散したんだと、これを踏まえて次のステップに上がらなければいけないのではないかなと、そう私は認識しておりますし、また執行部の方も多分そう考えて今後の過程については何らかの方策があるのではないかなと思っています。

合併議論がいろいろとある中で、基本的に欠落と言ったのは、この御宿町が合併しなければやっていけないという決断をするというその根拠ですね、交付税あるいは人口1万人未満とか補助金の削減とか等々いろいろな要因が言われております。

では本当に、この財政推計を見ても、いつまでどのくらいの予算確保があったら普通のサービスができて普通の状態でいられるのか、将来の不安ばかりあおっていて、オウム真理教みたいに、何か心理的な圧迫だけあって、現実にどれだけ財政が逼迫したらやっていけないんだと、その辺の数値的なものですね。推計でしようけれども、そういうものもちょっと加味していただければと。御宿町は学校建設、次の質問に入っていましたけれども、これ既定の事実としてそれは積み立てておるし、計画的にやっておる中で、それでもやっていけないという推計を見ていったらどうなるのかということ、説明願いたいと思います。

それと、ひとつこの御宿町議会と行政と木曜日にずっと勉強会をしております。そういう中で、去年住民投票までやった町で住民の皆さん、あるいは区長会、上にいらっしゃることなんですけれども、いろんな方のご理解を得て法定協議会が立ち上がっていったと。また解散したとき説明すべきではないかなという中で、経過の説明がなされていないまま5町とか1市1町とかいう話が立ち上がってきて、大変町民は不安に感じて戸惑っております。

そういう中で、議会は12月20日に議員と町民との懇談会を行います。そこに執行部が出ていただければということは再三議会の方でお願いしてある中で、なかなか出席を渋っている中に、聞くところによれば、19日商工会青年部と町長を囲む会、また上にいらっしゃる22日に区長会に説明があると、それならばなぜ町民と語るときに一緒に執行部が出て、同じように経過を説明すればともによろしいのではないかと、その辺が私は不可解でならないと。

それと、先ほどの町長の説明は、多分今までの説明の中では100%の説明ではないかなと大変理解を賜った。要するに今後の枠組みに関しては議会と町民、または上にいらっしゃる区長さん等と相談して方向性を見出すと、これは確認事項として私たちはここで了解しておきたいと思っています。

今まで11月19日、議員研修会があったと、そういう取り決めるような話もあって、突然唖然とした話もありました。そういう中で勝浦の申し入れ等々、いろんな動きがあります。大多喜の森先生の祝賀会でもいろいろと話があった中で、期限を切ったような話も聞いておりますけれども、今正式にこの場で町長は議会の方に、要するに付託するような形で冒頭の説明がありましたので、私たちはそういう理解をしていきたいと思っています。

第1問目にお答え願えればと思っています。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいまの質問の中でですね、今回法定協議会から返還金が401万2,000円受け入れてございます。これにつきましての備品のリースにつきましては、買い取りということで行わせていただいたということで、1市5町の状況の中ではこの備品を均等に割り振るといって行いました。そして割り振るものは現金が、残余金が出るものについてその備品とトータルでもって割り振ると。それで御宿町に配分された備品についてはそれぞれ82万5,586円ございました。そしてトータル的には483万8,089円の備品を含めて残金がトータルの合計でございます。それから、この備品を換算した金額を差し引いた残りが401万2,553円ということで配分されたということでございます。

それと合併についての問題でございますが、窓口が一本化されていないというような状況も、という指摘がございました。合併問題につきましては多岐にわたるといようなことがございます。当然将来構想、また新市建設計画なり、財政的な問題も多々多くなります。それと事務事業の調整等についても全課にまたがるというようなこともございまして、とりあえず総務課と企画財政課が窓口ということで今回の1市5町の合併については当たらせていただいたという状況でございます。

その中で、今までの協議の中で一本化でなくてもまた御宿町の連絡調整会議等のプロジェクトの中でいろいろ合併についての協議、またそれぞれの議会との勉強会、またそれぞれ住民への説明、そういったものを対応してきたわけでございます。今後もこういう形で努力し、今後の対応もしていきたいと、このように考えます。

それとですね、今までの法定協議会についての、また任意協議会、法定のプロセスが明確で

なかったということもございましたが、これにつきましても法定協議会が立ち上がったからはそれぞれ法定協議会の内容等については議員の皆様方との勉強会、また協議会だより等で住民への周知、住民説明会等を行ってまいりましたが、任意協議会の問題につきましては、途中の住民発議というような問題もございまして、その辺につきましても、任意協議会の内容を住民に十分説明できずに法定協議会が立ち上がったしまったというような経緯はございます。

それと、法定協議会の解散につきましてもですね、経過説明がなかったというようなお話もございました。法定協議会の解散につきましては、解散後直ちに回覧等におきまして住民の方へのお知らせ等を行ってきたところでございます。今後住民説明については、当然行政側の責任として、していかなければならないということは認識してございます。そして、今回議会の方で懇談会を設けていただけるといような状況もございしますが、行政といたしまして、先ほど合併の枠組みといようなことで、5町また勝浦市から申し入れ等もございまして、その辺のところの議会との、また行政との勉強会もしながら方向性を見出し、また住民への説明もそういったことから実施していきたいと、このように考えております。

私の方から以上で、財政的なものは企画財政課長の方からお答えしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） ご質問の中で、最低どのくらいの予算があれば単独で運営していけるのかといようなご質問でしたけれども、正直言って非常に難しいご質問でございます。当町のように町独自で確保できます、いわゆる自主財源がですね、15年度予算の例をとりますと、全体の約50%でございます。他は国・県等からの依存財源となっていると。今後、三位一体の改革等が今大詰めに来ているわけですけれども、こういった国・県の財源が圧縮されればですね、やはり町税、使用料・手数料、あるいは分担金・負担金といった自主財源、いわゆる住民負担を増加させるか、あるいは行政サービスの水準を引き下げることにつながってくるということになります。

したがいまして、住民負担増とですね、行政サービス水準の低下ということに住民の皆さんがどこまで理解ができるかと、得られるかという点が一つの判断になろうかと考えております。具体的な数字ではちょっと申し上げられません。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 今の質問に対するの答えを、アバウトと、総論という形になっていすけれども、一番のなぜ解散したのかと、解散に至ってしまったのかと、それは勝浦が離脱したからと一般には言っていますけれども、勝浦を離脱させるような動きは多々あったと思うん

ですよね。要するに、5町で決めて勝浦入ってこいとか、そういうまた会長である勝浦市長を外しにかかったような動きも現実にあったと。これでは将来1つの市をつくらうという状況の前段階でさえ勝浦をはじめていたと。市役所云々の問題もありますけれども、その辺の主要因が多分にあったのではないかなと。

また、ちょっとその辺で町長に確認なんですけれども、今後の枠組みについては、再確認です、議会、執行部とともにこの枠組みを研究していくという形によろしいんですね。

(町長「はい、そうです」と呼ぶ)

8番(瀧口義雄君) では、そういうことでご理解を賜って、大変ありがとうございます。

では、そういう中で、今後議会と行政と、あと住民の皆さんにご理解を賜りながらこの町の方向性を見出すということで理解しています。

続きまして、その教育施設ですけれども、委員が1人増えてまた改選になったということで、それに関連してまた関連し過ぎだという話がありますけれども、大変重要な問題なので質問させていただきます。

まず、中学校建設の改築について、今までの経過を概略で結構です。本当にアバウトで結構です。そういう中で基本設計、実施設計がほぼ終了し、改築工事工程が廃止されたら今後の予定はどうなるのかと。すべてが完了するのが工程表で見ると20年12月末というのが体育館を残して工事を行うより、素人の考えですけれども一括した方がより安くて利便性があるのではないのかと、運動場が長期間使用できないのは、中学生、大変不都合ではないかな。また、授業中に工事延々と続くということを考えれば、一括の工事ということも一つは考えられるのではないかなと思っています。

それと、資金調達ですけれども、御宿は長い間積み立ててきたという実績もありますけれども、そういう中で学校建設の公募債のようなもの、あるいはミニ公募債ですね、そういうものは考えられないのかと。また、御宿町には五倫文庫という大変学校建設に対しては素晴らしい業績が残っておりますから、こういうものを踏まえて何らか検討する余地があるのではないかなと。

そういう中で、再度しつこいようなんですけれども、12日の委員会で申し上げましたが、共同調理場を建物の中に入れるということは大変危険性があるのではないかなと。危険性というのは静かな教育環境、要するにそういう中に工場を持つようなもんだと。岬の例もあります。2億かけて補修をしなければならぬと。それも野外だと。建物の外にあるという中で、大変私は危惧するものです。今設計段階なので変更できれば建物から離していただければなと。これ

は発注者の町長に対する要望でございます。ぜひそうしていただければと思います。

臭気、振動、衛生、温度等々、今の段階ではどう考えてもオール電化といいながらもなかなか難しいのではないかなと。調理機のカッターの騒音等々、洗浄あります。いろいろな意味で離していただければと思っています。

また、災害時もあってはならないんですけれども、災害があったときは共同調理場も特別の働きがあるのではないかなと思っています。

そういう中で、この9月に新しい議員の皆さんが誕生して、全くこの学校建設については周知されていないと。突然に広報が出てきたと。建設委員会においても広報の後追いで建設委員会が開かれ、普通その後協議会を開いてそれから広報という段取りを取るんですけれども、新しい議員は全く周知がないと、設計図も何もないと。それで議場に臨めと、それは大変不見識ではないかなと。

そういう中で、町民皆さんの理解を賜りながら、多大な金を使って建設していくという中で、50年に1度の建設ですんで、今後御宿町でやる建設事業の最大で最高の事業ではないかなと。過誤があってはならないと思います。そういう中で、住民の一部には単純に御宿高校が使えるんでないかなという中で説明の申し入れが来ているわけですね。

そういう中で、広報が出てその後に説明といってもなかなか難しいのではないかなと。議会に対してもそうです。町民に対してもそうです。これは密室でやっている話ではなくてオープンの話です。そういう中で、ちょっと手順が狂っているのではないかなと。ここにいる議員で配置図を持っている人は何人もいないですよ。そういう中で議論をしると言ったらそれは無理な話でしょう。

ちょっと何点が多いんですけれども、とりあえずそれだけお答え願えればと思っています。

議長（伊藤博明君） 石田教育課長。

教育課長（石田義廣君） ご質問にお答えをいたします。

まず初めの中学校建設の改築について経緯ということでございますが、簡単に申し上げますと、これは小中学校の教育施設としての望ましいあり方について検討するために平成9年2月に教育施設検討委員会が設置されまして、9回の会議と先進地の視察がありました。あるいはまた教育施設整備に関する地区懇談会などを経まして、平成11年2月に町内の学校施設の現状において中学校校舎、体育館の改築を優先して取り組む必要があるとの方針をいただきまして、これを受けまして平成11年4月に教育施設建設委員会が設置されました。その後、年に3回ないし4回の会議を開催いたしまして、また4回の視察を経ました。

そして平成10年、11年度と中学校施設につきまして、耐力度の調査を実施した結果、耐力度点数が5,000点以下ということで危険な建物と見なされまして、早急な建物の建てかえが必要であるということでございます。危険建物改築事業といたしまして、国庫補助の適用を受けることになったわけでございます。

そして昨年の9月、中学校改築事業につきまして、現建設委員会から答申をいただきまして、これを受けまして昨年12月に基本実施設計業務を発注させていただいたわけでございます。現在基本設計が済みまして実施設計を進めているところでございます。

次に、2点目の改築工事にかかわる今後の工程はどうなるのかという内容でございますが、これはご質問いただきました中の3番目とちょっと重なっておりますので、一緒にお答え申し上げますと、今後実施設計を年度内に完成させまして、16年度、17年度の継続事業として校舎、調理場、外構の一部工事を実施したいと考えております。その後、体育館、柔剣道場の改築を行い、工程的には全体事業の完了が平成20年12月と現時点でなっております。

ご指摘のグラウンドの使用については、工程上におきまして新校舎建築中から旧校舎の解体までの期間がですね、かなり期間的には制約されます。また、財政上の問題等もございまして、体育館の改築が現時点では19年度となっております。この辺につきましては、合併問題の推移との関係もございまして、また、そういった流動的要素も加味されてくると思われまして。

議員のご指摘の点はよくわかりますので、鋭意検討していく課題ではないかと考えております。

4番につきましては、後ほど企画財政課長からお答えをお願いしたいと思います。

次に5番目ですが、これはちょっと幾つかありまして、簡単に整理しますと3つぐらいに分かれるのではないかと思います。1つは共同調理場と校舎を併設することになった経緯ということと、あとは業者の搬出搬入の騒音に対して、また厨房機器使用の騒音等について、大きく分けるとこの3つになるのではないかと思いますので、分けてお答えいたします。

初めに、この併設することになった経緯ということでございますが、初めに建設委員会の中でも全体の配置計画の検討をお願いいたしました。現在建っている既存の校舎の配置よりも、今皆様方に委員会の中でお示ししてある設計上の配置の方が、日照環境面においていいということで、同時に新しい校舎が完成するまで今の校舎を壊さなくていいということで、仮設費もほとんどかからないということ、これについては校舎及び給食室について新施設が完成するまで今の施設を使用できるというようなことではなかったかと思っております。

次に、調理場を別の棟にするのか同じ棟でいいのかという比較検討がなされたと思っております。

この間では一つの中心となった考え方は、土地の有効利用の観点からグラウンドを十分にとるために調理場を別棟とした場合はその設置箇所などにより必要な用地とともに、また搬入車両の動線の延長に伴い道路使用面積が増えまして、グラウンドや校舎の環境に影響が出る。また工事費につきましても、躯体とか配管、配線などの多くの工事費が加算されると。同じように、搬入時のある程度車両騒音は同じく心配されなければいけないということではなかったかと思えます。

このようなことですね、調理場の配置については同棟、併設としまして、設置箇所は住家に影響が予想される学校敷地の東南の配置になっていましたが、それよりも浅間山に近い北東の配置にした現在の案が有効であると確認されまして、それと同時にこの場合も議員ご指摘のように騒音対策には十分に配慮しなさいと、しなければいけないということではお話ししたと思えます。

続きましては、業者の車両による搬出、搬入の騒音に関してでございますが、一応車両のアイドリング等に関しましては業者に十分に注意を払っていただきまして、契約業者とはそのような条件であることを十分理解していただいて、支障がないようにと考えております。

また、搬出、搬入に関しまして、ドックシェルター方式というものを採用いたしまして、コンテナの移動時の騒音はほとんど室内から漏れないという形で執行できればと思えます。

また、シャッターなども防音性能が高い重量シャッターの利用とか、あるいは二重サッシ、内部仕上げの吸音材等による防音対策により万全を尽くします。

また、調理場から発生する換気に関しましては、ダクト方式で屋上まで立ち上げまして、吸音壁に囲まれた中で廃棄することで、周辺に響くことがないように対応したいと思えます。

また、厨房機器の使用の騒音等についてでございますが、各厨房機器から出ます騒音の数値はそれぞれ異なりますが、学校施設におけます教室環境の数値は40デシベル以下と、国土交通省による設計によって規定されております。今回の設計数値は40デシベル以下に当面設定しておりますが、当然のことながらそれ以上の騒音が出ないような施設にしなければと考えております。

振動に関する数値は、都市計画法が施行された場合、該当となりますが、施行された場合はいろいろ今都市計画の事業も進んでおりますが、中学校周辺は第一種住居区域となります。この場合は、一応都市計画法上は40デシベル以上の数値となっております。

そういうことですね、騒音とか振動に関する設計数値はいずれも40デシベル以下に設定するというご理解をいただきたいと考えております。

それから臭気の規制ということでございますが、規制の区域に指定された場合にはアンモニアなどの化学物質など、悪臭に対する規制はあるということでございますが、給食によるおいは一応は臭気の規制対象にはなってきません。これは県の大気保全課の見解でございます。

また、現在の御宿小学校及び中学校の調理場は、校舎に接してありますが、同じような状況を想定していただければよろしいかと思えます。

また、湿度とか温度につきましては、オール電化の場合は室内温度が25度、湿度80%以下に設定されております。そして衛生面につきましては、調理場と校舎、教室部分は厳格に区分されまして、十分に配慮されております。この点については委員会の中でも十分に指摘された面でございます。

そして、6番のオール電化は確認事項なのかということでございますが、先般の建設委員会でオール電化の説明をさせていただきましたのは、調理場の騒音対策といたしましてオール電化の方式が非常に有効な要素を多く持っているということで説明をさせていただきました。調理方式につきましては、一般にはガスと電気の併用方式とか、あるいはボイラー設備による蒸気によるものとか、すべてを電気使用するオール電化等あると思えますが、どの方式を採用するかは、また各検討資料が整った上で建設委員会の皆さんにご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

7番目の改修時、災害時の件でございますが、建築の法的区画上、校舎と調理場は建築上です、校舎と調理場は区画されておりますので、基本的には改修時の問題はないと考えております。

学校施設の構造設計は、地震に対して損傷度を逡減して速やかに機能回復を図り、さらに大きな地震に対しても安全性を確保するため、設計の地震力が1.25倍割り増しして算定されております。今回、共同調理場を含めて、1つの棟としておりますので、同様に災害に強い設計となっております。

また、8番目でございますが、上の教室に支障があるのではないかとということでございますが、3年生の教室については日照など学習環境の改善のために東南の位置に設定した経緯がございます。また調理場の上の特別教室の配置については、騒音等に関しまして先ほど申し上げました40デシベルという騒音環境を守るということでご理解をいただきたいと思えます。

それと関連ということで大きな2番目の御宿高校の関係でございますが、これは恐縮ですけれども一般質問の中で貝塚議員から出ておりますので、そちらの方で言及させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、私の方から資金調達として学校建設の公募債は考えないのかというご質問でございます。

ご指摘のとおり、従来はですね、この地方公募債につきましては一部の都道府県、それと政令指定都市に限られていたわけでございますけれども、平成13年度からミニ市場公募債としてすべての地方自治体が、地方公共団体が発行できるようになったわけでございます。

この背景には、一つには普通交付税から振りかえられる臨時財政対策債などの発行などによってですね、政府資金の貸付資金がこれ以上増やせないというような状況の中から、一つの資金調達方法の多様化を図ったわけでございますが、もう一つの目的としては住民の皆さんがですね、行政参加意識の高揚という目的がございます。町に必要な施設を整備するために、住民の皆さんが公募債を購入することで資金確保に協力する。当然資金協力するわけですので、どんな施設になるのか関心は高まってくるわけでございます。

そういうことで、14年度につきましては全国で1,500億円、15年度につきましては私どもの調査では70団体で2,600億円程度の発行が見込まれております。

そこで、今回の中学校建設に伴いましてミニ公募債を使う考えがあるかということでございますけれども、義務教育施設の建設につきましては、ご承知のとおり国の補助事業でありまして、国の補助金のほか義務教育施設整備事業債という地方債の発行が認められております。この義務教債は元利償還金が普通交付税に算入されるものであります。しかも充当資金も政府資金で借り入れ利率も低いというような状況を考えますと、これを公募債に振りかえることは、財政的にはあまりメリットがないのではないかと考えます。

また、残りの財源について考えますと、建設基金あるいは一般財源、さらに不足する分は県の振興資金の借り入れが考えられるわけでございます。この県の振興資金につきましてもですね、利率は現時点では政府資金並みに低く設定しておりますので、この辺の比較をする必要があるかと思えます。

しかし、住民の皆さんの行政への参加意識を高めること、あるいは元利償還金が交付税措置されないような事業における資金調達方法としてはですね、大変意義があると考えておりますので、学校建設以外にも導入検討は積極的に行っていきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 今の財政課長の話は、要するにまだ借り入れの方法があるという中で多少考えられるかなという程度だと思っております。

そういう中で、再度共同調理場に戻りますけれども、最初の経緯はセンター方式だったと、それで協議していたと。その中で、要するに業者の生の見積もりを出してきたと。そういう中で、これはいかがわしいという中でセンター方式が引っ込んでいったと。それから、自校方式に変わったと。その自校方式がいつの間にか親子方式に変わっていったと。

そういう中で、こういう経緯を踏まえて、調理場をつくるのはだれも反対しているわけではないですし、経費が安い方がいいという中で経営が不透明だったわけですね。それは、この委員の皆さん承知しているし、執行部の皆さんも承知しているわけですね。そういう中においても、私は今の説明では教育施設の中に学校があるのはいかがなものかと。最初はセンター方式だったわけですよ。それを撤回していったわけですね。学校をつくるから中学校に併設することは大変経済的で、また1校でも温かい給食が食べられると、小学校は別としても。それは大変皆さん分っている話だし、搬入もまた違う方法でやればより一層温かい食事が小学校に配給できると。それは経費の面でも大変いいことですが、あえてここで言うのは大変危険を伴ってまでそうする必要はないんでないかなと。

つくる前の段階ならまだ後戻りできると。何でそんなに固執するのかと。つくるなど言っているわけではないし、学校の用地も十分にあるという中で禍根を残さない方がよしいんでないかなと。センターを出す、給食室を出すというだけでそれほど多大なものにかかるということは感じていないんですけれども、そういう試算もしてみる必要はあるんじゃないですか。つくってからまた騒音だどうのこうの。岬みたいに2億かけて、責任者が大変なことになったという状況もある中で、踏み出す前にとどまることも必要ではないかと。それもやめろと言っているんじゃないんです。給食室を別に出すということを考える余地もないのかと。それほど固まってしまっているのかと。何かおかしいのでないかなと。

いろんな案を出して行って、最終段階ですけれども、最終段階だから見切り発車しないことですよ。そこで一步とどまって、50年に一度の建設です。つくってから、これは設計屋の責任だ、だれの責任だと言ってもこれは始まらない。大変危険を持っているものとはとどめた方がいいと、再考した方がいいと。町長、どうですか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） その件につきましてはですね、設計屋との協議に入る予定であります。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） ありがとうございます。ぜひそういう形で新しい学校によりよい施設ができるように、町民も皆さん望んでいますので、全力でそうやっていただければと思っています。

ます。

学校建設に関してはそれまでです。よろしくお願いします。

それともう1点、別件ですけれども、0109号の件ですけれども、大変長い間買収等、事務方苦労して人様の土地を買い求めていると、大変苦労があったと思います。そういう中で、10数年という歳月をたってやっと日の目を見るということですから、大変ご苦労さまでした。

ただ、そういう中において、大変これはいかがわしいと。それは売り手の方ですね。こんなのは火事場泥棒よりまだひどいですよ。人の足元を見ると。これが町の企業かと。64坪で済むのを340坪ですか、それを坪2万1,000円と、2万5,000円から2万1,000円に下がってきたと。64坪で済むのを340何坪と。役場の足元を見るような、これは不届きですよ。それは地主で協力してくれると、最後のあのどん詰まりですよ。こんなものは果たして許されていいのかどうか。

事務方は大変苦労してここまでまとめ上げてきて、最後そこへ振ったという経緯も承知していますけれども、この金額でまとまったということも大変努力のあれがあることは承知しますけれども、売り手に関しても要するにどういう経緯で地主ですか、名義人が移ってきたのか、まずそれを説明していただきたいのと。名義人が、交渉相手が違っていましたよね。岩船の人だったですね。それからまた違う人に移ってきたという中で、はっきり何坪を必要として何坪を要するに余分に買わされたと。それも同じ2万1,000円掛ける3.3だと。これも道路用地として買っていると。大変苦労なさったんですけれども、売り手に対して大変憤慨しています。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、経過を含めましてご説明させていただきたいと思えます。

まず、平成16年3月をもって供用開始するために県と地元警察及び大原土木事務所と協議をした結果ですね、未買収地を含めまして暫定的に開放することについて同意が得られた状況でした。それによって、本年度は暫定的に供用開始を行うための作業と未買収地の用地交渉を並行して行っていた状況です。

その中で、ようやく未買収地の協力が見えてきたことから、大原土木事務所及び警察等に対しまして、供用開始時期の暫定工事の内容について、再度調整に伺っていた状況です。

その中で、国道128号の交差点の部分の舗装工事は、原因者の町が工事を行うことが原則で、長年の大原土木事務所の調整の結果、県で舗装を実施してくれるということになっていました

が、供用開始時期を延期する場合ですね、大原土木事務所での発注は非常に難しいとの内容であり、それを受けまして県、地元警察に対して未買収地の協力が得られるか時期が不明であることから、暫定工事といえども工事費はかかることから、手戻りのない内容でできないか依頼に行っていた状況です。

また、昨年国道128号線交差点部分の約14平方メートルがですね、道路用地として追加購入する必要が生じていましたが、これも本来町が買収しなくてはいけないんですが、大原土木事務所をお願いしまして、買収していただいた経緯が、また本来原因者の、町が国道を舗装する必要があるんですが、県の財政状況が厳しい中ですね、ほかの市町村の舗装事業の費用を持ってきてやってくれると。また、暫定工事といえども大体700万程度の費用がかかると。その後ですね、また買収ができたとしても、計画の幅員に直すことによってまた700万から1,000万程度の費用がかかると。

また、未買収地についてはですね、当初2万5,000円であれば協力してもいいということもありましたが、その中で交渉を行っておりました。平成2年当時ですね、この買収単価は一応2万5,000円で行った経緯が、また現在の不動産の価値等を細部にわたって交渉した結果、買収単価については2万1,000円であれば考えてもいいということになっております。

また、この平成元年からですね、事業を着手して約15年の歳月が過ぎているわけです。その間に多くの関係者や道路の協力してくれる方が約54名、約1.8ヘクタールの道路用地を協力ののもとに、その協力している方たちもさまざまな方がおることの状況を踏まえましてまたお願いしているところです。

当時の、0109号線の平均単価はですね、今までの買収単価が約2万6,000円ということで、それとまた平成14年、去年ですか、大原土木事務所でも国道側なんですけど、一部14平方メートル買っていただいたんですが、それは大体3万円ということをお願いしております。

それと、名義の変更についてはですね、確かに昭和55年12月6日に、先ほど申し上げた方から、この15年5月6日で現在の泉方になっているのが状況です。その中で、平成2年度のある程度の評価額を見ますと、その当時は1平方メートル約16円33銭という中で、そのときの町が売買を提案したのが2万5,000円ということで、今年度の評価等を見ますと約16円でございます。そういったことからですね、できれば今回お願いしたいということで提案させていただいたものです。最終的に、全体の面積は1,148平方メートル、約347坪のうち、道路の用地としては203.6平方メートルで約16平方メートルでございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 買収というのは大変苦勞なさる話で、よくここまでこぎつけて開通になったと、大変感謝しております。そういう中で、石井議員、浅野議員が言われたように、今後供用開始になった時点の安全対策は十分に施していただきたいと思っています。

それにしても、一言えげつない話ですよ。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

先ほどから議論になっておりますが、質疑もありますが、8ページ、9ページの中で、まず合併協議会返還金ということですが、お金の方はわかりましたが、あと物ですか、調度品等幾つか、事務用品ですか、よくわからないんですが、どのようなものが結果として町に来るようになったのでしょうか。それがどのように今後使われていくのかですね、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、一般質問としても通告してありますが、こうした返還金も来た中で、少なくとも今回1市5町について先ほども質問もありましたが、町として説明する気はないのか。要するに、次の段階に移る前に説明する気はないのか、改めてここでもお聞きをしたいと思います。

それから、9ページの中では一般管理費と財産管理費ですが、一般管理費の中で報償費で記念品ということで退職であるようなお話を聞きましたが、お見受けいたしますと、そのような該当する方はいらっしやらないように思うわけですが、当初の中でも非常に若い方の退職でもある、中途退職者もあるということもあったようですが、どういう方が退職されるか。

それから、請負工事の中で幾つかあったわけですが、1つは庁舎ですね、旧庁舎ですか、農協わきの庁舎だろうと思いますが、そこの取り壊し工事ということですが、これ今後どのようにされていくのか、その時期と年度内に次の目的でありますね。そうしたことをやっていくのか。近隣に今駐車場等ございますが、そちらの方も傷みもあるようであります。また、町内においては道路づきにおいての遊休土地ですね、町有地もありますが、そういうものまで含めてどういうふう考えているのかですね、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、その請負工事の中で御宿台の落石等ですか、そうしたような説明もあったかと思いますが、この経過についてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私どもから今回備品を配分されたものにつきましては、法定協議会からですね、パソコン関連ということで、パソコンのプリンターが1台、そしてパソコンが3台、そして机といす、使っていたもの、それが2つというようなことで今回の備品の中に入っています。これにつきましては、今現在1人1台のパソコンの中で出向しておりました職員がパソコンを使っているというような状況でございます。

それと、住民説明ということでございますが、行政といたしましては、当然今後住民説明会はやっていかなければならないというふうに認識しております。その中で、枠組みの問題等ございます。枠組みの方向性等について議論をしていき、またその方向性が見えた中で住民説明も行っていかなければならないというふうに認識しております。

それと、退職報償というようなことでございますが、今回の退職報償の補正予算の中には、早期退職という方で2名の方が退職することになっております。そういうことで、退職記念品として計上をさせていただいておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

（「肩書き」と呼ぶ者あり）

総務課長（綱島 勝君） 等級は補佐級でございます。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、私の方から財産管理費の工事請負費の関係でお答えいたします。

農協わきの旧庁舎の取り壊しにつきましてはですね、今回補正をお願いいたします理由といたしましては、既定の請負工事を緊急のある他の取り壊し工事費を回したこと、及び周辺の文化財の保護工事をですね、含めて考えているものでございます。

それから、御宿台の法面工事の経過ということでございますけれども、御宿台のですね、341番地先のですね、宅地に隣接いたします緑地、これは町の所有でございます、8月初めの雨によって緑地法面の一部が落石及び倒木いたしました。住宅には直接の被害はなかったわけですが、住宅の所有者が西武の案内所の方へ連絡いたしまして、数日後に町へ相談に来たわけでございます。町と西武と所有者と話し合いを持ちまして、対応策について西武に対して文書回答を求めてきたわけでございます。この時点で、町は緑地の所有者でございますが、開発に伴う緑地保全のためにですね、開発協定に基づいて移管を受けたものでありますので、今回のケースまで対応することは想定していないと。ただし、民地に落ちた石であるとか住宅

に倒れかかっている樹木については、町が応急措置として撤去しますと。

ただ、今後の防護措置については開発者であり販売者であります企業と協議しますというように回答したわけでございます。そして、開発企業と協議いたしました結果、販売者の負担で保全修復工事は行いますと、ただし、土地の所有者は町でありますので、町の発注でお願いしたいというような回答であったわけでございます。

土地の所有者はですね、早急の対応を望んでいるんであって、町が発注するとなりますと、今回のように予算措置が必要であるから、何とか企業の方で対応をお願いしたいと申し入れたわけですが、あくまでも工事は町発注でお願いしたいということでありましたので、今後仮に同じようなことが起きた場合の対応について、4者協定に基づいて協議を行うと、そういう申し入れをした上で今回の補正予算の計上に至ったわけでございます。修復の方法につきましては、住宅の所有者も了承しております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

合併協議会の解散についてはですね、極力金で清算するよというふうなお話もしたわけですが、これは本町だけで決まることではございませんから、最終的な結果ということではございますけれども、そうしましたパソコン等入ってきたわけですが、今回の補正の中でもそうしたものの購入等があったわけですね。ほかの補正も含めてあったわけですが、そうするとこうしたものを利用すればそうした補正もいらぬのではないかというふうな考えるわけですね。パソコンというのは汎用ですので、いかようにでも使えるというふうな我々は聞いておりますので、そうしたこともできたのではないかというふうに思います。これは結果であります。

それから、中途退職ということで、補佐ということで、何か聞くところによると今年中に1名は退職されるやに聞きますが、そうしますと大変重要な職を担っている方というふうに思いますので、その後、あと3カ月あるわけですが、その辺はどう対応されるのか。また、今後新年度以降の人員についてはどうされるのかですね、ちょっとその辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、工事関係についてであります。御宿台の事故であります。これについては少なくとも今住民と町との関係の中では納得させていただいたということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

1番（石井芳清君） 聞くところによりますと、確かに今の責任関係、だれが持ち主でだれが管理者でというご説明もありましたが、やはり今回も下手をしますとですね、今大変テレビ等でも多いんですけれども、紛争何とかということで番組をやっていますが、行政と住民との間にいろいろな紛争が起きているというのが実態だろうと思います。ですから、このわずかな対応であると思いますけれども、その対応がよかったために町に対しては別段特に思っていないということで解決がされたというふうに聞いておりますけれども、やはりそうした対応がとれるとれないではない。下手するとマイナスの大きな負担、大変だ大変だと言っている中において、町職員の一つの手違いによって大きな手違い、要するに紛争になったら何千万という、そういう損害賠償を求められる事案もある可能性があるわけですね。ですからそういうことにおいての、やはり職員、特にこれからですね、窓口含めまして対応特に注意をしていただきたいというふうに思います。

2点についてお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 備品の関係でございますが、備品につきましては、当初4月1日に1人1台のパソコンという考え方で整備をしたわけでございますが、そのときには2人の方が出向してございましたので、その分のパソコンは購入してございません。そういう中で2人がそのパソコンを使っているというのが状況でございます。

それと、中途退職ということで、1人12月31日で退職される方がいらっしゃいます。体調ということも原因もございまして、早期退職ということになる。本来3月31日までということをお原則としておりますが、体調の都合ということでございまして、やむを得ず退職するというようなこともございます。その間の補充ということでございますが、一応3カ月間というものは、それぞれ管理職級でございましたが、職員を育てるという意味でもそれぞれ下についている職員がでございます。そうした中で、3カ月間の中ではそういうことで対応を図っていただきたいと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 今回の法面工事の関係でございますけれども、一つには企業から町への連絡が遅かったこと等が最大の理由でありまして、町としてはですね、担当職員ができるできない、いつまでに回答するということで、結果的には今まで延ばしてしまいましたけれども、確実に先方と連絡をとりまして、町としての信用といいますか、町に対する心証は決して悪くないという状況になっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 職員の補充はしないということではありますが、財政担当課はこれから大変な時期である中で、企画財政課の職員というふうに私は聞いていたんですが、これから予算調整していくというふうにも思いますんでね、その辺は連携をとっていただきたきながら、支障のないような形をお願いをしたいというふうに思います。

次に、11ページであります。環境衛生費の中でミヤコタナゴ保護増殖事業ということで21万3,000円という補正であります。これは例年と比べますと大分低い額というふうに思います。私はこうしたものは当初から予算化すべきだというのが私の考えであります。

あわせてですね、基本計画今策定中というふうに思いますが、それがどのようになっているのか。特にこの先ほどの委託料関係につきましては、これまで本事業に幾らぐらいですね、経費かかっているのか、3点お答え願います。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） それでは、まず今回の補正は本来当初でやるべきではないかという点ですが、これにつきまして今までは環境整備ということで、保護に関する計画に対して国からの予算につきましては14年度で打ち切るということが明確に出されておりましたので、当初この基本計画を15年度で策定する計画で、国あるいは県それぞれお話をしている中、今年度予算の範囲の中で出せるものを出したい、出しますというふうなことで、逆に県から今回内示が示されたという額で補正をお願いするということです。

それから、今までどのくらいの経費がかけられてきたかというようなお話しだと思いますが、平成8年からこの事業を、今回の補正と同じような事業費として、いわゆるこの水系の保護、周囲の環境の整備というようなことで委託費をいただいております。それにつきましては、総額が835万6,000円です。7年間です。これは14年度までです。ただいまの額で整備をしてきたということです。

以上です。

それから、基本計画の中の今後の考え方、進め方というようなことだと思いますが……。

（「基本計画の」と呼ぶ者あり）

環境整備課長（井上秀樹君） 基本計画の経過ということですが、これにつきましては、今年度有識者であります観音崎の方々に、契約に基づき15年度中に一応基本計画を策定すると。その予定につきましては、ほぼ2月の下旬ぐらいまでにはある程度の形が恐らく見えてくるだろうというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

ミヤコタナゴのことではありますが、835万で、これは聞くところによりますとほぼそうした工事関係ですね、金額的には800万強ということで、当初の目的を終了したというような考え方、財政上の問題もあろうかと思いますが、そうした意味合いが強かったのかなというふうに思うんですね。それで、平成8年からということで大変長くやってきていただいているみたいなんです。そういう面では本来であれば今策定中のこの基本計画ですね、これがもっと早い段階で町としての考え方というものを示していくならば、もう少し違った形になってきたんじゃないかなというふうに思うんですね。専門の委員会もありますのでね、そちらで精査されているというふうには思うわけではありますが、結果としてそういうのが実態ではなかったのかと。

それで、今基本計画つくっているということでありますが、やはり基本においていくべきことは、国の天然記念物ということで、国民の財産だということですね。ですから、やはりそれを一番の基本において基本計画を策定していただきたい。これをもし誤りますと大変なことになりますのでね、下手するといなくなってしまうたら御宿町が国民に謝るなんていうことも事態としては考えられるわけがありますから、その辺のところをきちんと据えていっていただきながら策定を進めていただきたいと思います。

それから、その策定につきましても、ぜひ、できれば我々町民の方にも今こんな形で進んでいるということですね、順次報告をしていただきながら、きちんとしたものができるとは思いますけれども、いろんな意見などが反映できる場所というのを、一定設けていっていただきたいと思いますね。この大変大切な財産、多分自然環境の中では御宿町しか日本というか世界の中に残らないというふうに私も考えておりますので、そうしたものがきちんきちんと生かされる、そういうものをきちっとやっていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） ただいまの、まず本来県でやっておりますその基本計画の物の考え方というようなことですが、なかなか先進地の事例がないというようなことですね、この計画についてはそれぞれある一定時間をかけながら、それぞれお話を伺って、その中で非常に今のご指摘のとおり早めにつくるべきだというようなお話が随分ございました。ようやくその15年度である程度位置づけができるというようなことですね、その時期の問題については非常にいつがどうだという話が難しかったというのが今の状況です。

では、保護すべき、本来のやるべき事業体はどこなんだというお話だと思いますが、それに

つきましては当然その文言、あるいは趣旨、目的等の中で位置づけがどうできるかというようなことにつきましては、ミヤコタナゴ保護委員会の中でそのようなことを文言整理の中でお話をしていきたいというふうに思います。

それから、住民説明というような、あるいはその周囲の地権者の方等、あるいは皆さんに説明する時期というようなことですが、それにつきましてはそれぞれの計画の熟度、あるいは方向性を早めにとというような位置がありましたら、それについては何らかの形をとっていききたいと、そのように考えます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） では、次に、13、14ページで伺いますが、先ほどから何度も出ておりますが、0109号線でありまして、これについて供用開始時期は、では具体的にいつになるんだと、ここまで来たわけでありましてから。

それとですね、先ほどと申しましょうか、本補正予算の説明の中では、当初の趣旨と反しまして交通安全等の整備分の減額だというようなお話だったように伺いますが、そういったところで、この間我々現地の説明を受けましたが、今後道路が供用開始されるに伴いまして六軒町、新町方面、また岩和田方面、大変心配なわけでありましてね。具体的に今後どういう方法をとっていくのか。例えば、先ほど供用開始時期の質問もいたしましたが、その前に少なくとも地元に対して説明はするのかもしれないのか、この辺の問題があるのかと思いますね。これやはりきちんとしていただきたいというふうに思います。

それから、今後の安全対策であります。大変難しい問題であろうと思います。お金のかかる問題であります。1つ大多喜の桜台と申しましょうか、あそこがちなみに整備計画ですね、縁石ですね、道路端の歩道と車道の問題について、あれを全部取っ払いまして、確かグリーンとそれから茶色と言いましたか、緑と茶色で色分けをしてあったかと思うんですね。そうしたものを見まして、それまで以上にですね、駐停車している車が少なくなったということと、非常に我々も車を運転しても歩行者のことを気遣いながら、また歩行者もそういう面では非常に伸び伸びとしながら、散策しながらという形で歩いているような実態があります。これがいいというわけではありませんけれども、こうしたものも含めましてですね、ぜひこれからそうした安全対策を、十分練っていただきたいというふうに思います。それについてお伺いをしたいと思います。

それから、同ページで都市計画であります。これこの間縦覧をたしか行わなかった、縦覧に伴う公聴会ですね、公聴会をしなかったというふうに思うわけでありまして、そうしますと

ですね、これは年度内の事業かというふうに思っておりますが、具体的に今後どのように事務が進んでいくのか、最終的にいつごろまでに最初の当初の目的を達成、要するに計画が策定が終えるのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それから、教育費であります、施設建設委員報償費ということで追加分ということですが、先ほどの議論を聞いていて私非常に不思議に思ったのはですね、本来であればそうしたものの、本当に調整といいましょうか、確かに町長また実務担当者もそれなりのやはり思いをもって今回の中学校建設に当たっていただいているというふうに思うわけですが、そうした中できちんと合意できる点というのは、やはり委員会の中で当然あってしかるべきものがあると思うんですね。

私ども、この間、教育民生常任委員会ですが、先ほどお伺いさせていただきましたこうしたものの説明も受けたわけですが、私は当然こうしたものを既に建設検討委員会の中で十分議論され尽くしたものだというふうな理解のもとで我々は説明を受けました。しかし、そうは言っても、先ほど出たような疑問点というのは確かにあります。この学校の形にしたって非常に複雑な形をしているように思いますね。それから、調理場は多分1階と書いてありますが、1階とわざわざ書くからにはこの2階の部分が当然あるかと思うんですね。そうした複雑なものにする必要があるのかないのかということですね。やはりだれが見てもわかるような内容、説明できるものがきちんとしてあるべきだろうと思うんですね。

これ当初、今回のこの事業のですね、予算に、特に契約にかかる中ではですね、十分協議をしながらですね、納得できるものを、一言で言うとそういうものをつくっていくということで始まったと思うんですね。ですから、今回何回か、1回分ですか、補正のようではありますが、この本年度どういう検討委員会をやってこられたのかですね、それから今後どういうふうにされていくのか、ではそれで先ほどあったようなさまざまな問題、これから基本設計きちんとやっていくというようでしたので、そうしたものに本当に先ほどの瀧口議員のおっしゃっておられました禍根のない、本当にみんなが望まれる、そうした教育施設ができていくのかと、非常に短時間の中にやらなくてはいけないのか、私はそれは必要になったら補正いただいてもいいと思うんですけれども、十分審議を尽くしてやっていただきたいというふうに思うんですが、それについてはそれで。

それともう1点、あけた14ページですが、この中で資料館費ですか、道祖神を祭るということですが、これここに決まった経過について、経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

また、もっと人の目に触れるところ、もう既に1体は来ている、2体目ということではありますが、やはりこちらに持ってきていただいたそういう思いというのはどこにあるのかというのを考えたときにですね、私はもう少し目に触れる場所が必要なのではないかというふうに思いますが、この辺については、その辺の経過、経緯については説明を願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） まず、0109号線の供用開始の時期の具体的な、今の状況としましては、一応3月末を予定しております。

次に、250万円の減額の件なんですけど、これは暫定供用開始する上で、未買収地区のガードレールの歩道、歩行者とのガードレールの設置並びにその両サイドにですね、道路照明をつけるということがございまして、その減額ということなんです。

次に、地元説明ということですが、これはある程度ですね、今考えているのは道路標識の中でどこに抜けるかという具体的な看板をある程度レイアウトが決まった中で地元のまず関係者の区長を初めとする方たちに説明する予定でいます。

続いて、大多喜も確かに例がございまして、町中の歩道と車道の色が変わっている例も承知しております。その中でですね、まず舗装に色をつけることは時間と非常に費用がかかるということで、今一つの案として外側線が3種類の色が今聞いた中ではあります。白と黄色と青ですか、そういうものを、使えるかどうか、これもまた交通規制の関係が出てきますので、地元の警察及び県警と協議した中で可能であれば考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、都市計画の今後のスケジュールということでございまして、今年度7月にですね、住民説明会、8月に素案の公告縦覧を実施いたしました。その中でですね、口述の申し出がなかったということで、公聴会が中止になったわけがございまして。

したがって、現在案の作成に入っております、11月に町の都市計画審議会に今後のスケジュールという形で報告をさせていただきました。案を作成いたしましてですね、都市計画案の広報特集号を各世帯に配布いたしますとともに、年明けになりますけれども、都市計画案の公告縦覧を行います。

この中で、意見書の提出があるかないかわかりませんが、あった場合にはその対応方針を検討いたしまして、2月に町の都市計画審議会に付議をしたいということ、それと3月に

都市区域の拡大についての国土交通大臣の同意を得たいということでございます。2月の都市計画審議会を済ましてですね、今年度内に県の都市計画審議会に付議する資料作成まで終わらせてまして、町の都市計画決定に関する事務は一応今年度で完成させたいというように考えております。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） 教育に関しまして、2点ほどいただいておりますが、まず第1点目の建設委員会の報償費の関係でございますが、この年度内にもう一回開催する費用をお願いしております。今年度になりまして、既に2回会議を行っておりまして、1回目は6月24日に行われました。このときに基本設計に関する主要な部分を抜粋いたしまして、いろいろ協議いただきまして、ご承認をいただいたわけでございます。先般、広報を出しました内容は、基本設計の中身でございます。

そして、数日前にですね、第2回目を行いまして、今進めております実施設計の主要な部分について皆さんに提示してご意見、ご指導をいただきました。その中で、いろいろご意見がございましたので、一応1月になりましてできるだけ早い段階で、また図面等を提示しましてご協議をいただきたいと考えている次第でございます。

それと、道祖神の関係でございますが、これは夏の交流事業で野沢温泉村の皆さんが見えたときに1体いただきました。2体目でございますので、今1体目はお尋ねのように庁舎ロビーに設置してございますが、2体目は一回り小さいものをいただきました。

平成9年に姉妹都市提携を結びまして、教育をきっかけに中学校の交流事業をきっかけにいろいろと発展してきたと考えておりますが、そういう中でも文化あるいは経済の交流を盛んにしようという目的がございます。今回道祖神をいただいたのは、やはり文化交流の一環ではないかと考えております。内容的にも、道祖神については、民俗資料と理解し、資料館に設置するのが一番よろしいのではないかとということで、そのように決めさせていただいたわけでございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後 1 時まで休憩いたします。

(午前 11 時 55 分)

議長 (伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

一般質問

議長 (伊藤博明君) 日程第 9、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は 60 分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第 63 条の準用規定により、一般質問も同一の質問については 3 回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

浅野 玄 航 君

議長 (伊藤博明君) 通告順により、12 番、浅野玄航君、登壇の上ご質問願います。

(12 番 浅野玄航君 登壇)

12 番 (浅野玄航君) 12 番、浅野です。議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして質問させていただきます。

先ほどの町長のご説明、あるいは瀧口議員のご質問の中で、私がこれから予定されているものと重複する部分、さらにはこの後一般質問で出される議員さんの質問と共通している部分も少なからずあるかと思えますけれども、準備させていただきましたので予定どおり質問させていただきます。

まずは、質問に先立ちまして訂正とおわびを申し上げたいと思います。通告書の要旨、「福祉施策・特に障害者計画に関して」の上から 2 行目、「生涯者施策のより一層の充実」とありますけれども、ごらんいただいてすぐおわかりだと思いますけれども、障害の漢字が間違っております。申しわけございません。ご訂正いただきたいと思います。なお、通告書の質問順を多少変更させていただくことをお許し願いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、市町村合併問題、これからお伺いいたします。

先ほどから町長、ご答弁等もたくさん出てきておりますけれども、ご承知のような経緯で合併協議会が破綻したことににつきまして、大変私は残念に思っております次第でございます。殊に、私自身御宿町議会を代表して協議に携わった一員でございます。その責任につきましては重く感じておるところでございます。

さて、法定協議会旗揚げ後、私たち議員はこの問題に対し十分とは言えないまでも今日まで勉強を重ね、協議をしてまいりました。現時点では御宿町は何らかの形での合併を模索していくべきだと、こういうことが議員の中では方向づけさせられたと私は承知しております。

さらに、この件に関しまして、数日後、具体的には20日でございます。町民の皆様との懇談会を開催いたし、これまでの経緯、これを中心にご理解いただきたいと、そのような準備を進めておる次第でございます。

そこで、議会側の合併先への意思表示、さらに懇談会開催、これの両面につきまして、町長はどのようにとらえられているのかお伺いしたいと思います。

さらに、この問題に対しまして、先ほどからも出ておりますように、さまざまうわさ、憶測、事実、新聞報道、いろいろな形で出されているわけでございます。この中、現在御宿町はどのような状況に置かれているのか、近隣市町の動向並びに町長の働きかけ、これにつきましても改めてご説明いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長、座らせていただきます。

議長（伊藤博明君） はい、どうぞ。

井上町長。

町長（井上七郎君） 夷隅郡市合併協議会につきましては、昨年12月15日に御宿町は住民投票をさせていただきまして、残念ながら10月31日をもって解散になりましたことは、今議員が申し上げたとおりでございます。合併協議会の委員の方々、また職員の皆様には将来の御宿町のための勉強会を重ね、誠心誠意努力をしていただいていることに対し、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、先般議員研修会での総務省を訪問し、合併特例法の期限後の考え方や、国・地方の財政状況、三位一体改革、合併特例債の考え方を伺い、特例法の期限内に合併することが御宿町の将来にとって最良の道かと、かように考えているところでございます。町村はそれぞれの歴史的な経緯、文化、風土、自然、地理的条件などを異にしつつ、基礎的自治体としてその役割

を担ってきました。合併は基礎自治体としての枠組みを変更し、これまでの地域のまとまりや、個性的な地域づくり、さらには住民生活に密着した行政運営の将来に大きな影響を及ぼすものであり、住民自治の根幹にかかわってまいります。町村の将来は町村がみずからの責任のもと、みずから決定すべきものであると考えます。

このような観点から、住民懇談会を議員の自主的な判断により開催されることは、私がかねがね申しております住民の意思の尊重につながるものと考えておるところでございます。議会でも、総務省の研修会後毎週勉強会を重ね、将来の御宿町にとって合併することが必要という方向を示していただいたことは聞いております。大変心強く、共鳴するものでございます。

また、現在御宿町とすれば、夷隅郡5町と勝浦市との申し入れにより枠組みが提示されている状況にあり、先ほど言いましたようにこの時期に住民との意見交換、精力的に活動をしていくことには改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。

12番（浅野玄航君） ただいま、ご説明いただきました。突き詰めていきますと、同じように行政執行責任者といたしましても、議会と同じように何らかの形の合併の模索と、そういう方向づけはできているんだというようなお話だと思います。

いずれにしても、相手の自治体があることでございます。このような状況の中で、御宿町としての決断、選択、残された時間が無限にあるだけではないと思います。むしろ、限られた時間の中でと理解した方が適切ではなかろうかと現時点で私は存じ上げております。行政の責任者として、今後どのような手法、手順を経て、いつごろまでに判断をなされようとしていらっしゃるのか、この辺のところにつきましてもお考えをお示しいただければ幸いに思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） お答えします。

先般、15日、大多喜町におきまして、郡町村会の臨時会が開催をされました。その議題において、合併に関し、最近の情報交換ということで行ってまいりました。各町村の事情についてお話をします。

まず最初に、大多喜町では、5町での任意協議会には特に問題なし、勝浦市長、同議長、同助役の訪問について、議会に報告するも異論はなかった。任意協議会が立ち上がった時点で住民に説明をする、こういうことでございました。

次に、岬町では、議会と相談をする、合併は必要である、全体として5町でまとまりそうであるが、今のところはまとまっておりません。御宿の動向を見てからという意見もあります。

御宿がまとまらなければ4町で任意協議会を行い、その後で御宿を入れたらという意見もありました。

次に、大原町、5町の枠組みということで、協議会を開いてその方向で行く、そのほかの意見はなかったと。

次に、夷隅町では議長、副議長にまかせてある。勝浦が抜けたのだから、5町で行くべきだという意見です。

最後に、私としてはですね、議員の皆様方に勉強会を開いていただきまして、合併することは賛成である。現在のところ1市1町、5町の2つの枠組みが勉強会で協議されております。毎週木曜日に勉強会を開いて、いましばらく時間をかけてじっくりと話し合って方向を出していただくよう、議会の皆様をお願いをしています。御宿町もいろいろと事情がありますので、1月いっぱいまでに方向を決めていただきたい、その後の任意協議会を立ち上げたらよいのではないかと、そのように申し上げてまいったところでございます。

12番（浅野玄航君） ご答弁いただきました。

私たちの知らない部分も含めて、かなり重要な問題も含んだご答弁ではなかろうかと思えますけれども、私がここで町長とこの面について議論をしてもちょっとらちが明かない部分がございます。議会の皆さんの考え方もあると思います。ただ、私たち、今後やはり勉強会を続けていく時間的猶予はまだ、限られた中でもあると、そのように理解した中で、御宿町町民の将来にとって何がいいのか、よりよい選択、これを求めなければなりません。それに際しましては、町民感情も十分配慮しつつ、これまで以上に冷静、客観的に検討を進めていかなければならないのかなと。さらには議員の議会の責任において適切な判断を時期を逸することなくなさなければならぬという声もただいまの町長のご答弁で強くいたした次第でございます。

この問題につきましては、後ほど取り上げてくださる議員さんもございますので、ここでとめておきたいと思えます。

次に移らせていただきます。

平成16年度予算編成、これについてお伺いいたします。

近年、ご承知のように景気の低迷による財政逼迫が続いております。このところでは国・県の来年度予算編成の苦しさが、もう連日のように盛んに報道されております。当然、この影響が御宿町の来年度予算にも大きくのしかかってくるのではないかと、そのように思われます。

先日いただきました、平成16年度予算編成についての通知という文書がございました。ちょっと見させていただきました。これを一読いたしましても、予算編成の厳しさ、またそれに

取り組む担当者のご苦労、これ大変だなという思いがひしひしと伝わってまいります。

本年度は当初予算ベースで町債も含めて29億3,000万円という予算編成でございました。16年度の一般会計予算、どれぐらいの規模になるものなのか、前段で申し上げましたように不確定な要素がたくさんございます。これは承知した上で伺います。現段階での見通し、わかる範囲でお知らせいただければと、そのように思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、新年度の当初予算の規模についてのご質問でございますが、ご承知のとおり16年度予算編成におきましては、おそらくほとんどの自治体がですね、国の予算編成の動向、いわゆる国の三位一体改革の動向に注目しているのではないかと思います。国庫補助金や地方交付税など、国からの財源を受けている自治体にとりまして三位一体改革の動向は各自治体の新年度予算そのものに大きな影響を与えるものでありまして、私どもも早期決着を待っているところでございます。

そうした中、当町では臨時財政対策債を含む一般財源の収入見通しをあらかじめ立てまして、一般財源を各課に配分し、その配分枠の中で事業を組み立てていく枠配分方式を本年度予算編成から導入しております。既に各課からの概算要求は提出され、現在内容を確認しながら集計作業を行っているところでございます。

全体的に配分した枠内での事業組み立てで行われておりますけれども、別途枠配分以外ですね、財源が必要とされる事業も提出されております。今後、要求額の集計と合わせましてですね、枠内事業についてはどのような見直しが行われたのか、また枠外の事業については緊急度、あるいは他の施策とのバランス等を整理した上で、年内に三役、総務課長による予算編成会議に報告を行いまして、年明けから各課との協議に入る予定であります。

したがいまして、新年度予算の予算規模についてはですね、国の状況、あるいは予算編成作業の過程であるということで、明確にはお答えできませんが、各課に配分いたしました一般財源の総額は今年度に比べまして4.2%の減でございます。

また、14年度当初予算におけます普通建設事業を除きました予算規模、これが約27億円でございます。また、今年度につきましては27億4,000万円でございます。こういったことから推計いたしますと、普通建設事業費を除いた予算規模、これは26億円台まで縮小されるのではないかと思います。これに、普通建設事業を加えたものが全体の予算規模となりますので、今後中学校建設事業等、普通建設事業を考慮いたしますと、少なくとも30億円は超えるものと考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

予算規模の見通し、不確定要素がある中で大変わかりやすくご説明をいただきました。ほぼ今年度並みの予算規模になるという、内容はともかくとしましてですね、ということだと思えます。大変厳しい財政状況の中だとは思いますが、当初予算には当然井上町長の目指すまちづくり構想、これに基づく経費が、事業費なり補助金なり、何らかの形で具現化されてくるものと思いますが、この辺は来年度予算に反映される部分というのはいかなるものでしょうか、町長お願いします。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） では、私の方から申し上げます。

今年度は枠配分した一般財源によりましてですね、各課で事業組み立て、予算要求を行っておりますが、事務事業を組み立てる基本は、あくまでも平成13年度に作成いたしました町の基本構想であり、基本計画を具体化することです。したがって、基本計画に盛り込まれた基本施策、これを本年度の財源でどこまで具体化できるか、今後の協議となるわけでございます。

そのうち、予算編成方針を示した段階で、優先事業といたしまして、中学校の改築事業に取り組むという方針は示されております。また、産業振興策、あるいはだれもが安心して暮らせる防災、防犯などの住民生活の保全策、子供からお年寄りまですべての人にやさしい福祉施策など、緊急かつ重点的に取り組む必要がありますので、事業費の多い少ないは別といたしまして、推進していくことになると考えております。

12番（浅野玄航君） ただいまご説明いただきましたように、本当に基本計画に基づいてということ、何%ぐらいまで基本計画が達成できるのかというような大変難しい、そういう関係で来ているとは思いますが、ともかく長年にわたって検討、研究、また苦しい財源の中からたくさんの基金を営々と積み立ててまいりました。中学校建設事業、これにつきましては、来年度はもう既に着工の見通しだと、先ほどの瀧口議員の質問にも関連してまいりますが、これまでで既に4,000万円以上の経費を、債務負担行為も含めまして設計等に費やしてまいりました。これ膨大な金額であると、そのように思います。

来年度予算にはいよいよ本建設費が計上されることになる。これも、はっきりとこうだよとはまだ言えない、建設費用についてはこれからだということですが、どの程度の予算計上、必要なお金だと思いますので、来年の分として考えてもらわないと。この辺につきましてもご説明いただければと思います。

また、4月から早ければ着工の運びになると思うんですが、当然業者さんにやってもらうと。私たちが中学校建てると、そういうわけにはいかない。当然のことながら、現在は白紙の状態であり、これから業者を選定するということであろうと思いますけれども、この業者選定についてはどのような考えを持っていらっしゃるのか、この辺もあわせてお願いできればありがたいと思います。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、私の方から財政担当の立場でお答えさせていただきたいと思います。

中学校の建設事業につきましては、ご承知のとおり現在実施設計が進められているところでございます。その中で、事業費積算も明らかになってくるものと考えておりますけれども、いずれにいたしましても想定する事業費、校舎、調理場合わせましてですね、10億円を超える規模でありますので、これを仮に16年度、単年度での実施は無理であると考えておきまして、継続事業での予算計上を考えております。

そこで、16年度にどの程度の事業予算を計上するのかというご質問なんですけれども、まず第1に補助金などの財源手当が前提となりますけれども、既存校舎の解体、あるいは運動場の利用など、建設事業の工程、手順を明らかにした上でですね、2カ年でできるだけ早期に完成できるような予算配分をしていかなければならないだろうという考えを持っております。

次に、業者選定についての考え方でございますけれども、幾つかの方法が考えられるわけですが、まだ具体的な方針は決まっておりません。最近の例で申し上げますと、清掃センター改造の際に実施した公募型指名競争入札もでございます。いずれにいたしましても、学校建設の、国庫補助金の窓口でございます県教育庁財務課とも協議しながら具体的な方法を検討していくことになろうかと考えております。

12番（浅野玄航君） まだまだこれからの課題であると。これからの課題と申し上げますけれども、今年度残すところあと3カ月ということになりますので、その3カ月の間に今財政課長がお答えいただいたことがどんどん具体化してくる、そのように思います。

そこで、ほかの多くの地域と同様、御宿町の各事業所の経営状況、これ私たちが肌で感じております。どの業種を見ても大変冷え込んでおると。これは容易に推測できるところではございます。また、業者選定については白紙であるというようなお話がございました。10億円以上という町民の皆様からお預かりした貴重なかつ膨大な資金、これを投入する。先ほど瀧口議員が申されましたけれども、御宿町でこれから考えられる各事業の中で最大、最後のものでは

ろうと、50年間を見据えてやる事業であろうと、私はそういうように理解しております。

そういう中で、業者選定の基準関係など、私たちは素人で申しますと非常に恥ずかしい、勉強不足と言われますけれども、私たちの立場ではわからないような、クリアしなければならない点は多々あると思います。しかし、その旨が知恵と工夫のしどころだと思います。町内の事業所で対応できる部分、この部分につきましては可能な限り、町内の業者にお任せすべきではなかろうか、このように感じます。この辺いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 町内の業者にできる仕事については、極力地元の業者にやっていると、そのように考えております。

12番（浅野玄航君） 大変ありがたいお答えをすっただきまして、驚いているというよりかすばらしいなと思っているんですけども、ということは分割発注でいくと、このように理解してよろしいわけでしょうか。業種別の。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今、町長がお答えしたのはですね、概念的に極力というふうなことで、まだ町内業者が、こういう17億というふうな工事規模のものを果たして受注体制があるのかどうかはまた別の問題でございます。

そういう中で、町長が言ったのはそういう下請けとかそういう部分でなるべくそういうものがあれば、なるべくそういう形の方に持っていくのがベターであろうというふうな考え方のもとに答弁したんだと思いますね。ですから、ご承知のとおりですね、我々の自治体の方も、こういう工事発注については一つの基準を持っています。ですから、こういう17億の場合どういう手法のものがあるかという基準がありますので、それらも含めてですね、今は白紙の状態でございますけれども、当然そういう基準もにらみながら今後どうあるべきかについて進めていきたいと。

そういう中で、ならば地元業者も参入できるものもあれば、下請けであれ何であれ、その辺は臨機応変の部分、その表向きの発注とは別にいたしまして、そういった努力も執行部としてはある意味でしていかなければいけない部分もあるでしょうという形でご理解いただきたいと思えますね。

12番（浅野玄航君） 何と申し上げていいか、大変次の質問につなぐのに困るところなんですけれども、総額10数億円というようなわけですけれども、これ例えば分割発注した場合には総額は10億円でもいろいろな手法があると思う。先ほど申しましたように、そこが知恵

と工夫のしどころであろうというところで私申し上げたわけでございますけれども、当然分割発注、例えば素人考えですよ、水道の部分は町の水道屋さんのジョイントでやってもらえばいいではないか、電気工事は町の電気屋さんのジョイントでやってもらえばいいではないかというのが私たち素人では考えられるんです。その積み重ねが10億円というふうに考えてはいけないだろうとは思いますが、どうぞ私はこのように申し上げますのは、多少予算が膨らむことがあっても、やはり地元の業者が参入するということが、これ大事なことだと思うんです。まず雇用が促進される、あるいは消費が拡大する、あるいは一時的にせよ地元の産業が活性化する、回り回って税収の伸びにつながると、こうなります。

さらにもっと大事なことが、わが町の学校建設に携わるということは、郷土愛とプライド、この辺がいやがおうにもうやはり喚起されると、そういうふうに考えます。そこから生まれてくるものは責任がある工事ということになるかと思えます。はっきり申し上げて、大規模の大手母体の業者さんへの一括発注、悪い言葉で言う丸投げ、全部町外の業者が来てやると。こういうことではまったく絶対に求めることのできない大きな成果があると思えます。

私、恥ずかしながら、教員を20何年務めさせていただきましてけれども、現場にいて一番困るのが施設のメンテナンスです。その部分の細かい仕事になると町内の業者に説明する。設計図がないよ、だれがどうやってやったのかわからないよ、どこへ管が埋まっているのかわかんないよと、こういう状況を今までたくさん見てまいりました。こういう面での完成後の長期にわたるメンテナンスの面でも大きなプラスになるということは、これは現場にいる者に聞いてみればこの管理でもそうではないかと思えます。このすばらしい庁舎の管理が。これ自明の理でございます。

そういう面も含めまして、町長を筆頭に行政担当者の知恵と工夫、これによる賢明なご判断を求めます。少なくとも業者選定に至る過程で議会並びに建設委員会での協議の場を設けると、これをお願いして次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、ぜひお願いいたします。やはり節目節目のところ次ステップへ進む前に議会あるいは建設委員会の方への場を設けていただきたいと思います、重ね重ねお願い申し上げます。

さて、昨年度、一昨年度に引き続きまして、しつこいようですが重ねてお伺いいたします。

御宿町表彰規程に基づく表彰、この選考につきましては、新しい視点を考慮して、より一層間口を広げ、選考委員会において選定したいというご答弁を、ありがたいことに2年間にわたっていただいております。

そこで、本年度においては選考委員会がいつ開かれ、どのような候補者がいかなる組織、立

場から推薦され、どのような話し合いのもとに表彰予定者が決定され、晴れて1月4日に表彰されることになったのか、その経緯と結果につきまして、ご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、町の表彰委員会に至る経過につきまして、ご説明させていただきますと思いますが、表彰規程に基づきまして9月30日を基準日に表彰規程第1条、これは表彰の基準、各号に該当するものの調査を実施し、また議員からのご指摘もございました公職者だけでなく広く町民の中から選考するというを目的に規定の一部を改正しまして、行政、区長さんにも推薦についてもお願いし、まとまりましたものを12月10日に開催いたしました表彰委員会において審査いただいたところでございます。

表彰規程の1号から6号、これは議会議員や各種委員会委員等を初め、公職者の町政への功績に対する基準でございます。本年は1名の方がこの基準により決定されております。また、行政区、区長を通じて広く住民の皆さんの中からの第7号につきましては、2名の区長さんから推薦前に紹介がございましたが、結果的には推薦に至らなかったということで該当はございませんでした。

表彰委員会からはですね、今後の課題といたしまして、住民の皆さんを対象にいたしました第7号、また第6号につきまして、一定の運用基準等を策定するよう、また指示もいただいて、今後検討をしているところでございます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。年々一歩ずつ前進をしているお答えをいただいております。今後ともよろしく願いいたします。

さて、長くなりますけれども、もう1問、ひとつお願いいたします。

最後に、福祉政策のある面について、お伺いをいたしたいと思います。

本町から年々障害者の高齢化が進む傾向にあり、障害の重度化、重複化が見られており、障害の種別に応じたきめ細かな対応が望まれております。

御宿町障害者計画は赤ちゃんからお年寄りまで、すべての人に優しいまちづくりを基本理念として策定しました。近年では障害者自身による社会参加への意欲も高まっている傾向にあり、障害者が社会の一員として自立し活動できるための環境づくりや体制づくりが課題となっており、障害者が社会生活を営む上で直面するさまざまな障壁、バリアを取り除くことが重要です。今年には町バリアフリー実施計画と合わせ、高障害者計画の目標達成に向けて鋭意努力してまいります。住民のだれもが安心して、健康で心の豊かな暮らしができるよう、施策の展開を図ります。

既にお気づきのことと思います。これです。御宿町障害者計画。ただいま読み上げさせていただいたものは、15年3月に策定されましたこちら、この緑の立派な本でございます。これに掲げられた井上町長の決意と計画策定の理念の抜粋です。私は安心、安全のまちづくりというのを第1の目標に上げてこの場に立たせていただいております。その私といたしましては、本当に我が意を得た思いでございます。大賛成です。このような井上町政、立派に支えていかなければならないと、そのような思いもいたしております。

そこで、この件に関連しまして何点か確認させていただきます。私的なことで恐縮ですが、私右目が全く見えません。そういうわけで、ある意味障害抱えております。時と場合によっては不自由を余儀なくされておりますし、多くの方の手助けをいただき、またご迷惑をおかけしていることを自覚しながら生活しております。こちらからこちら、全く見えません。こうやらないと式田議員からこちら見えません。したがって、この件につきましては他人事とは思えません。あえて取り上げさせていただきます。

まず第1に、御宿町で障害認定されている方々が現在どれぐらいいらっしゃるのかと。また、私の怠慢と不勉強でありまして大変恥ずかしい次第ですが、町バリアフリー実施計画なるものに触れた記憶がちょっとございませんので、ここでお示しいただければありがたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から先に、町のバリアフリーの実施計画につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、町の高齢化が30%を超えた平成13年度に町長から町のバリアフリーの実態調査と、これに対する整備計画を策定するよう指示がございました。そして、総務課を事務局に町バリアフリー化検討の行政連絡会議を庁舎内に設置いたしまして、平成13年11月から12月にかけて、町内全域の公共施設の状況や、国また県の、そして主な町道の幅員、段差、傾斜等の実態調査を全課体制で行いました。

これに伴いまして、当面平成14年度から16年度の3カ年でバリアフリー化を進めようというのを内部資料といたしまして、これを内部的にはバリアフリー計画としております。この中で、庁舎、公民館、トイレ、手すり設置が14年度に終了してございます。また、庁舎への身体障害者への駐車場の設置、また保健センターの入り口、この段差の解消等を本年度予定してございます。また、資料館の入り口へのスロープの設置は本年度に終了をいたしました。また、B Gの体育館、新町の児童館の入り口のスロープ等の設置、そしてまた資料館のトイレの手すり等の設置、また記念館、階段等を解消するためのエレベーター等の検討、また小学校児童に対する町内バリアフリー体験、授業の実施等がございますが、こういったことを今後進めてい

くというような考え方でおります。

議長（伊藤博明君） 田中保健福祉課長。

保健福祉課長（田中とよ子君） 障害者の認定者数ということのご質問ですが、障害者を大きく分けて3つに分けられます。身体障害者、知的障害者、精神障害者となっておりますが、本年4月1日現在の状況なんです、身体障害者手帳所持者は329人です。そのうち肢体に障害のある方、手足に障害のある方が151人で約46%です。内部障害につきまして、心臓、腎臓などに障害がある方が98人で約30%、それと聴覚障害、耳の不自由な方ですね、40人で12%、視覚障害者、目に障害のある方が34人で10%、言語の障害の方、言語障害の方が6人で2%という割合になっています。

先ほどお話がありましたように、御宿町は高齢化率が非常に高い町ですが、身体障害者の方のうち約7割強の方が高齢者という状況にあります。

また、知的障害者の療育手帳を所持している方は27名です。そして、精神障害者、この精神障害者につきましては、保健福祉手帳を所持している方が17名、そのほかに17名も含まれますが、通院医療費の公費負担制度を利用している方が47名という状況であります。

それと、先ほど障害者計画、初めにというところを抜粋してお読みいただいたんですが、この計画を立てるに当たりましてアンケート調査を実施しました。そのときに自由記述という欄を設けましていろいろご意見をいただいて、住民の方の要望等をいただいております。それにつきましても、この冊子の中に全文載せさせていただいておりますので、後でお読みいただけたらと思います。

12番（浅野玄航君） 時間が大分過ぎてまいりましたので、少し飛ばしたいと思っておりますけれども、総務課長の方から、私これから質問しようかなと思っていたことがる説明いただきましたので、少し先の方へ飛ばさせていただきます。

町バリアフリー実施計画につきましては、初めてそういうことであるのかということがわかりました。だけれども、ある程度一般に公開するといいますが、少なくともどこかのレベルのところまではわかっていない、そういうような資料もこういうものの中にずっと書いて、他に公開されているかのごときに、こういう計画に沿って進めるんだよというような、これはやはり行政執行に携わる姿勢としていかなものかなという感はいたします。これは私の感想でございます。答えは要りません。

さて、本年度に実施されたものの中で、先ほどちらっとご説明いただきましたけれども、資料館の整備事業、資料館の入り口を中心としたバリアフリー化工事、これについて伺いたいと

思います。

当初予算で認められ、執行可能となりすでに事業が完成していると、このように伺っておりますし、私も見させていただきました。この事業の計画から完成に至るまでの経緯、並びにその成果についてかいつまんでご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石田教育課長。

教育課長（石田義廣君） 資料館のスロープの設置工事につきまして、その経緯と成果ということでございますが、この工事は本年の6月に執行いたしまして、契約額は49万8,550円でした。この工事につきましては、千葉県の福祉のまちづくり条例に規定する基準に基づきまして施工いたしました。概要につきましては、幅員90センチから1.5メートルのコンクリートによる緩やかなスロープ、およそ21メートルを設置いたしまして、同時にスロープに手すりをつけました。そのスロープの中に設けてあります。8月の初旬に完成しまして、その後使用に供しております。

この成果ということでございますが、このスロープを設置して以来、高齢者の方々が非常に多く訪れておりますが、ほとんどのご老人がこのスロープを使っていただいている。そしてまた、乳母車で子供を連れてきたとき、主婦の方などもほとんどこのスロープを使っていただいているということでございます。

ただその中で、身障者の方々はこの3カ月で、8月以来、館長の報告によりますと3名見えたそうなのですが、その中で電動いすを使用する方が訪れた際にスロープの途中に踊り場があるんですが、そこで何回か切り返さなければ入れなくて、入館することができないということをお伺いしました。福祉のまちづくり条例の規則にはスロープの勾配は12分の1を超えないこと、あるいはまた高さが75センチを超える傾斜路には高さ75センチごとに踏み幅と申しますが、踏み幅、1.5メートル以上の踊り場を設けるとなっています。それにのっとって施工しましたので1カ所踊り場が途中にございます。その踊り場のところで何回か車いすを切り返されたということでございました。福祉のまちづくり条例にのっとって、基準に見合った形で実施いたしましたが、実際そのようなことがあったという報告を受けております。このことにつきましては精査いたしまして、今後より多くの方々に使用していただくために改善等も考慮に入れまして、対応を図っていきたいと考えております。

今後、こういった施設をつくるに際し利用者の立場に立って、利用者の目線で物事に対処していきたい。また、関係所管ともよく協議しまして、障害を持つ方々のご意見も伺いながら慎重に進めていっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

12番（浅野玄航君） たしか、これ年度当初に50万円の予算がついておった事業だと思います。すごいなと思ったんですけども、49万8,700何がし、これについての感想は申し上げます。ただ、これだけお聞きいたします。設計、施工とあると思います。設計にどれぐらいかかって施工にどれぐらいかかったのか、これだけはお聞きいたします。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） これはですね、50万円の予算でございましたが、施工といえますか工事の関係は先ほど申し上げました金額のとおりでありまして、設計に対しましては本体につきまして、榎本建築設計事務所が建設しておりまして、元図面がそこにございました。そういうことで、それを利用しながら施工したということで、設計にはお金がかかっておりません。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。この工事につきましては、基準をクリアしているという言葉が大変たくさん出てまいりました。私、これすごく気になるんですけども、さっきも学校の騒音40デシベルが基準だと、振動はどれが基準だと。基準をクリアしていればそれでいいんだという問題でもないと思うんですけども、それはさておきまして、私利用者からの声を聞いておりますし、実際に私も利用してみました。その結果から言わせていただきますと、井上町長の言われる障害の種別に応じたきめ細やかな対応、すべての人にやさしいまちづくり、障害者が社会の一員として自立し、活動できるための環境づくりと、こういった考え方は私は遠くかけ離れた代物ではなかろうかと、そのように思います。私の思い入れもあります。先ほど申し上げましたように、私も障害者の一員だと思っています。

逆に、ちがった見方をすれば、冒頭に読み上げさせていただきました、大変共鳴をいたしましたあの理念、作文のための作文ではないのかと、そのような疑念も抱きました。さらに、スロープの上り詰めた先、次なる障害が待っております。1枚ガラスの壁と角、こんにちとは出てきます。何と、現場担当者の苦肉の策だと思いますけれども、危険、注意を促す張り紙がしてあります。バリアフリーの施設に危険、注意の張り紙です。これは全く利用者の利便性を無視した危険きわまりない造作であると。手すりの設置等も含めて、機能、美的感覚、ともに欠如した作品と言わざるを得ません。

こういうところから考えまして、御宿町の入り口、資料館の入り口スロープ、あの設置状況だけから御宿町、井上町政の中での福祉政策全体への姿勢、これまでが評価されかねません。先ほどのご説明によりまして、改修を検討しているとのことですが、私といたしましては検討ではなく改修の確約、方法、改修の時期、これにつきましてもここでご答弁をいただ

ればありがたいと思います。

この辺につきまして、非常に僭越ですけれども、もし次回にでも補正予算が上がってきましたら、他の議員皆さんに頭を下げて私はお願いして回ります。通していただけるように。お願いします。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） ご指摘のとおり、施設についてはすべての人に使いやすい施設をつくらなければいけないということです。反省していますけれども、今ご指摘いただきましたように改善ということで検討すると。時期としては、年度内に手がけたいと考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。議員の皆様も、この予算が上がってまいりましたらひとつよろしく願いいたします。また、皆様をお願いいたします。

時間がありません。これに関しまして、ほかに聞きたいことたくさんあるんですけども、最後に1つだけお願いいたします。

このすばらしい計画、これさっと見ていて一番最後までたどりつきました。お隣にいらして申しわけないんですけども、何と瀧口議員さんが委員長となりまして、これを策定なされた。しかも、これ6月30日までの日程になっております。先ほどの課長さんのお話によりますと、6月執行の事業だそうでございます。委員長さんに当てつけるわけではございませんけれども、もしこれが障害者計画策定委員会の方々承知のもとで行われたものであるとするならば、これ大変なことになると思います。

大変失礼を言いますけれども、当然この方たちの、まだ委員さんでいた時代でありますから、そのほかには障害福祉関係者代表ですとか、障害者の代表の方も入っております。当然この方たちに相談をしたり意見を聞いたりしながらつくられたものだと思いますけれども、最後にこの件だけを伺って私の質問を閉じさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） このバリアフリー工事の関係と解してよろしいです。

（浅野議員「そうです」と呼ぶ）

教育課長（石田義廣君） はい。基本的にですね、このような一般的な工事の場合は合議とか、あるいは各課の確認という形を受けます。今回障害者の方についても、私の方もご相談はいたしませんでした。そういうことで先ほど今後の対応について述べさせていただきましたが、今後十分に気をつけてやっていきたいと思っております。

12番（浅野玄航君） この場でおわび申し上げます。瀧口委員長さんには大変失礼を申し

上げましたことをおわび申し上げます。

ところで、町長に一言申し上げておきます。私の質問したものの中だけでも、行政の機能性という面での欠点が幾つか露呈した、そのように私は感じておりました。私だけであれば幸いです。行政改革、行政改革と言葉でおっしゃる、障害者計画とおっしゃる、ペーパーに終わらない、掛け声で終わらないようにできればしていただければと思います。

お聞きづらいこともたくさん申し上げたことをおわび申し上げて、私の質問を閉じさせていただきます。どうも失礼しました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

式 田 善 隆 君

議長（伊藤博明君） 引き続き、3番、式田善隆君、登壇の上ご質問願います。

（3番 式田善隆君 登壇）

3番（式田善隆君） 議長のお許しを得ましたので、簡単に2点ばかり質問させていただきます。

昨今ですね、非常に学生さんが危険な目に遭うというような犯罪がたくさんございます。我々はまさか御宿にこのようなことはなかろうと、御宿まではこういう犯罪は来ないんじゃないかというような懸念を持っておりましたが、あに凶らんや、この田舎町におきましてもそういった犯罪が数多く地方に出回ってきております。このような面から、街路灯をですね、もうちょっと多めにして、夜間でも安心して歩けるといような町にしていいただければと思います。

昨今の世の中は、軽犯罪的な行為がごく平然と行われています。夜、町内を見渡しますと、電灯もなく真っ暗な道路が多くあります。また、自転車のライトは心細い限りで、人がいますよという程度の印にしか過ぎないように思われます。これからは、冬の寒さもやってまいります。また、部活動を初めとするもろもろの活動で、暗くなって帰宅路につく子供さんも多くなると思います。当御宿町で被害の出ないように万全な方策を講じてくださいますよう、切にお願いするものであります。この願いに関しては、行政側のご理解ある答弁をお願いいたします。

また、これを提出しまして、あと私夜見てまいりますと、山間に至ると、もしくは布施方面ですね、かなり細い道は真っ暗であるというように感じるどころが多々ございます。これにつきまして、ひとつ何かご返事をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 防犯灯ということでございますが、町の防犯灯の設置につきまし

ては、各区長さん、また区内のどこに必要があるか、また区民の要望をとっていただきまして、緊急、また必要性を検討いたしまして、予算の範囲の中で設置をしておるわけでございます。

また、東京電力からもですね、寄贈分も含めまして、年間20基程度の新規設置を行っております。町内に設置済の防犯灯の電球切れ、また器具の故障等がございますと、区役員の方に協力をいただきまして、早急に対処をしているところでございますが、ご指摘のように、クラブ活動等で暗くなってから帰宅する子供さんも多いと思います。

また、教育委員会とも協議をいたしまして、子供の安全を優先して設置していくことも含め、犯罪等を未然に防止するための環境づくりを行政といたしましても進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

3番（式田善隆君） ただいま、総務課長よりご返事をいただきましたが、こちらにも中村議員さんは久保の区長さんでもございます。私の申したいのは、行政がですね、やはり区の役員、もしくはほかのいろいろな役員の方にお話しするのではなくて、やはり町自体が歩いてみて、車で走ってみて、この場所は必要だなと思うようなところがあったらですね、町は率先してやるようにしなければなかなかこういうものは完全なものできないのではないのかと、かように思っております。

また、事があってしまってからでは間に合いません。日ごろから少ない予算の中でもって大変だろうとは思いますが、このようなところを切にお願いしまして、次に移らせていただきます。

これは、やはり私が勝手に歩いて、もしくは勝手にご近所の方に聞いたようなお話なんです。現在の町内を見ますと、ここは民家はあるけれども道はあるのかと、不安を感じる面があります。住む方、家を持った方が安心して生活できますよう、町当局の配慮をお願いしたいと思います。場合によっては高山田地とか、また町がまだ持っていて分譲して家が建っているというようなケースなどもございます。こういったところをですね、住人がいる限り、やはりきちっと境を入れたり、道路を直して歩きやすくしたりというような配慮が必要ではなからうかと思っております。

この点について、お願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、境界杭についての話をさせていただきたいと思っております。

道路の種類は、町道あるいは農道、林道、町有道路、私道、また今まで申請しました国から

の移管を受けました里道とさまざまな道路がございます。その中でですね、町道についての現状をご説明いたします。

まず町道の認定数はですね、1,461カ所、総延長で256キロ、現在新しく道路等を改良している箇所については、境界杭は設置されていますが、それ以外の道路につきましてはほとんど設置されていない状況です。また、境界杭等を設置しなければならないのは、議員のご指摘の道路以外にもですね、我々建設水道課で管理している水路及び準用河川についても境界杭を設置する必要がございます。

そういう中でですね、町全域の町道等に境界杭を設置する場合には、長い年月と多額の一般財源等、専門的な職員が必要となり、議員が申し上げていることもご理解できますが、現実的には非常に困難ではないかと思っております。

その中で、既に大多喜町が実施しています10年以上の長期にわたる計画ではございますが、法務局の公図にかわる、町全域にわたるすべての境界を確定する国土調査法による地積調査を検討する必要があるものと思います。ただし、国の補助がございますが、非常に長い月日と、あと専門的な課と、それにかかわる費用が必要だということです。今現在はですね、建設水道課としては現時点での境界確認についての対応は関係者からの申請に基づきまして境界立ち会いを行い、実施し、双方の合意が得られればその都度境界杭の設置を行い処理している状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

3番（式田善隆君） 現時点でということは、何ですか、やはり申し込みがあればやるけれども、申し込みがなければやれないということになるわけですか。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） やはりですね、境界確認には調査期間あるいは権利者との関係もございますので、なかなか計画的に町から進めていくには非常に時間がかかるということで、できれば速やかに申請のあった箇所について対応していきたいということです。

3番（式田善隆君） 皆さんね、御宿町に住んでいて、やはり不安を抱えている方が結構あると思うんですよ。ですから、申し込みがあったからやる、なかったからやらないではなくて、必要箇所を見つけてですね、年に1つずつでも着手していくというような考えでは進めないものなんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） その代替的な案としてですね、やはり目的、道路だけがすべての境界ではございませんので、その中で国土法による、先ほども申し上げました大多喜町が

実施しています地積調査ということを検討する必要があるのではないかというふうに思います。

3番（式田善隆君） 地積訂正ということになると、我々素人、ちょっとどういった方法でやるのかわからないんですけれどもね、要するに私の考え、言いたいことは、そういった住んでいる周りはそういう時点で困っているというような方がおった場合、やはりそういうところは町自体が動いてですね、必要であればやるというようなことで、必要箇所を見つけていくような方向でいかんのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） やはりですね、町主導でやりますと、境界確定を原則とした中で決めていく必要があるのもそうなんです、やはり権利者との関係もございますので、その計画でたしかにやるのも結構なんです、非常に、具体的に申しますと境界杭1本設置するだけでもですね、1万円以上のお金がかかるわけです。そういう中で、できれば皆さんの同意の中でやっていくことが非常に効率的ではないかと私は考えております。

3番（式田善隆君） 以上で質問、終わらせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより2時20分まで休憩します。

（午後 2時06分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

白鳥時忠君

議長（伊藤博明君） 9番、白鳥時忠君、登壇の上ご質問願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 9番、白鳥時忠です。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

今、自治体の存在が大きく変わろうとしています。行政の役割は簡素化され、今以上に地域のさまざまなコミュニティの力が必要になると私は思います。

今回、夷隅郡市商工会青年部から、合併協議会など、地域ビジョン構築に関して、若手世代参画についての懇願書が出されました。これは、住民からの要望です。このような考え方を取り入れることのできる社会が望ましいのではないかと私は思います。

今回の商工会青年部、これからの時代背景において増えてくるであろうこのような動きについて、町ではどのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 若手世代の参画についてということのご質問でございますが、白鳥議員のご質問にあります合併協議会等地域ビジョンの構築に関して、若手世代参画についての懇願書が夷隅郡商工会青年部連絡協議会より、12月5日に町及び町議会に提出されました。この懇願書において、合併協議会に次世代を担うべき若手世代の青年世代が参画できるようにすることや、意見を効果的に吸い上げ反映させる仕組みを構築するよう要望がございました。

先般の夷隅郡市合併協議会におきましては、御宿町から町長、助役、議会議員3名、また町長及び議長が選出する学識経験を有する者といたしまして、住民を代表する区長会より1名、そして今回懇願書を提出された商工会青年部の母体であります商工会を代表する方1名を選出しております。また、商工会として青年部の若手世代の意見集約もできるというような考えに立ったものでございます。

若手世代の積極的な行政参加に対する町の考え方ということでございますが、将来のまちづくりを考える上では、若手世代の行政参画はこれは必要不可欠だと考えております。町でも、これまで総合計画の策定や行政改革や、行政改革大綱の策定等、各種諮問委員会の委員の選定に当たりましては、町民の代表である議会や専門知識を有する学識経験者のほか、公募推薦枠を設けまして、幅広く意見の集約ができるよう努めてまいりました。

今回の議員の質問の趣旨にもありますように、若手世代の行政参加に対する気運の高まりは、将来の地域ビジョンを検討する上で大変重要でありまして、行政といたしましてもこのような気運の造成に努めるとともに、町民が参加しやすい行政の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

9番（白鳥時忠君） 私も議員であると同時に若い世代の1人です。今後とも前向きに検討していただきたいと思います。

次に、近年日本では増大する犯罪や検挙率の低下によって、安全な生活への不安が深刻化しています。私は、安全、安心のまちづくりの考えにおいても、住民、行政、警察が連携した地域での予防策を考えていかなければいけないと思います。

そこで2点質問があります

1点目は、町では住民、行政、警察との3者による定期的な協議会は行っているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、お答え申し上げます。

防犯というような観点からお答えしたいと思います。先ほど式田議員の回答をしたこと等も重複すると思いますが、防犯罪の未然防止のために予算の範囲内において20基程度の防犯灯の設置や、また町内に防犯連絡所を設置、夏季においては御宿町の少年補導員、また青少年相談員、警察官による夜間パトロールを実施しております。

また、千葉県では、事業者、また自治会等が協働して地域の安全、安心なまちづくりを進めることを目的といたしまして、仮称千葉県安全で安心なまちづくり促進に関する条例の制定に取り組んでおるところでございますが、これに先立ちまして、本年の1月に大原警察署管内の安全協会、また消防団、防犯組合等の各種団体で構成されました安全で安心なまちづくり推進協議会が発足いたしました。

それに伴いまして、御宿町においても海岸地域の5地域で区長さんを隊長といたしました防犯ボランティアのパトロール隊が来ております。パトロール隊は月に2回程度警察官と合同で防犯、また防火、住民への呼びかけをしながら区内を巡回しております。12月10日には安全で安心なまちづくりを進めていくための協力体制について、大原警察署と覚書を締結したところでございます。

また、年に4回程度実施する行政、また住民、警察、3者による駐在所連絡協議会、また夏季の観光シーズンには大原警察署と関係機関が参加し、夏季安全対策打ち合わせ会議を実施しておるところでございます。

9番（白鳥時忠君） もう1点は、人と人が話し合って予防策を練る、人的な対策と並行して物理的な対策も必要であると思います。代表的なものとして、防犯灯による予防はありますが、多様化してきた犯罪に対する手段として、防犯カメラの設置の検討を考える時期ではないかと思います。防犯カメラの映像が決め手となり、犯人逮捕につながったケースもあります。御宿町では、夏の観光客や不審者などの犯罪抑止に有効なのではないでしょうか。

また、高齢化していく社会状況において、老人の徘徊した際の捜索にも力を発揮しているとの例もあります。しかし、その反面、プライバシー侵害や映像の管理を心配する声もあると思いますが、町では防犯カメラの設置についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 防犯カメラの設置ということでございますが、ただいま議員のお

っしゃるとおり、いろいろな犯罪防止の一施策としては有効な手段かというようなこともあります。しかしながら、管理の問題、またその管理室等での設置の場所ですね、それと維持管理の問題、また住民の方々の了解、またただいま議員のお話のようなプライバシーの保護というようなさまざまな問題がございますので、今のところ現在は計画はしておりませんが、16年度の事業といたしましては、御宿台地域の自治体を主体といたしました宝くじの助成事業を活用いたしまして、防犯カメラの設置要望がございます。そういうことで申請書類等事務手続をしているところでございます。

先ほど、議員のおっしゃるように、近年犯罪事情の悪化により、安全で安心して暮らせる地域社会への確立は、行政の重要課題であるというふうに考えます。警察との連携を図り、地域住民と協働のもと、防犯対策に取り組んでいきたいと、このように考えております。

9番（白鳥時忠君） ありがとうございます。今後も住民の安全に関して、十分に協議していただきたいということをお伝えして質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

式 田 孝 夫 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、7番、式田孝夫君、登壇の上ご質問願います。

（7番 式田孝夫君 登壇）

7番（式田孝夫君） では、質問させていただきます。

日本経済の不況は長く、一日も早い経済回復が望まれる現在、御宿町においてもこの厳しい財政状況は課題であると思います。私は、こうした状況下では自主財源の確保が大変重要であると考えておりますので、次の3点を質問いたします。

まず初めに、今年度もほぼ半年が経過しましたので、平成15年の徴収見込みについてお聞きしたい。

議長（伊藤博明君） 吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君） 平成15年度の徴収見込みについてでございますけれども、現在15年度中途でございますので、確定したものではありません。徴収率については不確定でございます。前年度の数値を上回ることを目標として現在努力をしているところでございます。

ご承知のとおり、非常に景気低迷に原因しているものと考えられますけれども、破産、リストラ等々、数年前まで余りなかった事例が大変多く見られるところでございます。

こうした状況の中で、ただいま課を挙げて徴収事務に取り組んでいるところでございまして、前年度の数値を上回ることを目標にして努力をしているところでございます。

7番（式田孝夫君）では、具体的にどのような徴収方法に取り組んでいるんですか。

議長（伊藤博明君）吉野税務課長。

税務課長（吉野健夫君）15年度は年度途中でございまして、14年度の実績に基づいてお答えさせていただきます。

徴収方法でございますけれども、私は徴収の原点は臨戸徴収であるというふうに認識をしてございますので、町内、町外のお宅を訪問いたしまして、昼夜訪問いたしまして徴収をしているところでございます。また、今年の3月から管理職徴収を年4回行いまして、こうした中で最後に悪質な滞納者には最終の手段といたしまして滞納処分をしているところでございます。

7番（式田孝夫君）では、次に、現在の景気は非常に厳しく、日々徴収業務に当たられている税務課職員はさぞ大変であろうかと思いますが、具体的な徴収状況について滞納税額となる要因及び徴収方法をお聞かせください。

議長（伊藤博明君）税務課長。

税務課長（吉野健夫君）滞納税額の要因でございますけれども、これも昨年度の実績ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、昨年度の現年度分につきましては主要税分で96.38%の徴収率を上げることができました。ただ反面、滞納の税額が平均11%であったということで、全体の平均といたしますと落ち込むという形になったわけでございます。

それで、主な滞納の要因といたしましては、1つ目が開発事業者の事業不振、あるいは事業からの撤退によるもの等が一番大きなものでございまして、2番目の要因といたしまして、投機目的で資産の購入をした方が現在の不況によって債務超過に陥っていると、そういう方が見られます。次に、経済不況によるものと推測されるもの、それとあと従来からございまして、悪質な滞納者等々が目立って多くなっているところでございます。

こうしたものの滞納物件につきましては、ほとんど滞納処分、差し押さえ等しておるところでございますけれども、競売に至るまでの例が少ないということで、また仮に競売されたとしても物件の価格が著しく下落をしておりますので、町に配当されるということがないというのが現状でございます。

こうした滞納物件が長年にわたっているものの中では、債務者が居所不明だとか、登記上会

社があっても会社の実態がまるでないというようなものにつきましては、法律に従って早期に見きわめをしながら処理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（式田孝夫君）では、最後に、例年不納欠損が行われていますが、不納欠損に至った経緯及び内容について、どういうものがあるかお聞きします。

不納欠損は、もちろん他の市町村も同様であると思います。私も会社経営に携わっていますので、現在の経済状況が大変厳しいことを実感しております。ですが、法律上できるものであれば不納欠損することが必要であると考えておりますが、そうでない場合は、全職員で徴収に出る必要があるのではないかと思いますので、その点もお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 税務課長。

税務課長（吉野健夫君） 14年度につきましては、3,320万3,000円を不納欠損としてございます。内容につきましては、前段で申し上げましたとおり、現地調査あるいは行政の間での調査結果をもとにして税法に照らし、照合をしているところでございます。主な内容といたしまして、会社の破産、財産調査をした結果、競売されてしまってもう財産が全くないんだと、滞納処分しようにもできないもの、こうしたものにつきましては、当然のごとく行方不明となっているものが多分にあるわけでございます。

次に、個人の債務超過によりまして、金融機関から逃避して全く所在のつかめないもの等がこれも多分でございます。また、債務超過によって競売されてしまったもの等が主立った内容でございます。

こうした事例等に対しましては、町としての対抗手段として時効の中断をしているわけでございますけれども、不良債権化したものにつきましては、国・県の手法にならしまして、法によって処分を早期に見きわめて進めていかなければならないというふうに今後も思っているところでございます。

7番（式田孝夫君） 国・県、実施方法というのはどういうものなんですか。

税務課長（吉野健夫君） 職員の全体の徴収ということでございますけれども、これにつきましては、今年の3月からですね、管理職、課長、補佐で1組、10班ぐらいは作りまして、10日ぐらいの間に夜間に徴収に出ているところでございます。その実績が1回について大体50万から80万ぐらい集まっているところでございますので、今後もこうした例を続けていくというふうに考えております。

7番（式田孝夫君） 以上で、私の質問を終わります。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

貝塚嘉軼君

議長（伊藤博明君） 続きまして、13番、貝塚嘉軼君、登壇の上ご質問願います。

（13番 貝塚嘉軼君 登壇）

13番（貝塚嘉軼君） 13番、貝塚。

ただいま議長から一般質問のお許しを得ましたので、二、三お聞きしたいと思います。

私はですね、私の議員信条として、毎年12月には来年度予算の編成時期に当たるんで、この予算編成についてのいろいろなことを今までも聞いてまいりました。またですね、本日こうして、貝塚、また同じようなことを聞くのかと言う課長もおろうかと思えますけれども、私はやはりこの予算編成というものは大事なことでありますので、聞かざるを得ないと。

そういう中でですね、今年は議員協議会のときに平成16年度予算編成についてという説明がありました。それを聞いた中でですね、先ほどもお答えしておりましたけれども、今年の来年度予算の編成に当たっては、ブロック的に予算編成をしていくんだということですね、今までと違った予算の組み方をしていくということで、これは非常に進歩的な、また画期的な案ではないかなというふうに思っております。

しかしですね、やはり町長の政策というものは、この予算の中に反映されてそれが実行されているということだろうと思います。よってですね、まず町長に16年度の予算編成に当たっての町長の考えと、それから財政改革というか、構造改革のポイントということでお聞きしたいと思います。

まず町長の16年度政策について、予算にかかわる政策についてお尋ね申し上げます。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） それでは、私の方からですね、平成16年度の予算編成に当たっての町長の政策と町財政構造改革のポイントということであわせてお答えしてよろしいでしょうか。

（貝塚議員「はい」と呼ぶ）

企画財政課長（新藤 研君） まず、現在国・地方ともですね、16年度予算編成作業に入っているところでございます。今回の予算編成は、議員もご指摘のとおり例年とは大きく違ってきております。

まず国におきましては、国と地方の新たな関係の構築に向けまして国庫補助金の廃止、縮減

とともに、税源移譲によります地方税の充実確保、また地方交付税の見直しなどによります三位一体改革の具体化を進めているわけでございます。また、千葉県におきましては、14年度の一般会計の決算の赤字を受けまして、単独事業の大幅な縮減などを図りまして、これ以上慢性的な財源不足を生じさせないという厳しい方針で望んでおります。

こうした国・県の動きはですね、必要な事業費を従来は何とか確保して景気対策、あるいは福祉の向上に対応するというようなやり方でありましたが、これを見直してですね、国においてはプライマリーバランス、いわゆる収支の黒字化、また千葉県におきましては身の丈にあった予算編成の実現を目指しているところでございます。

国あるいは県がですね、税収入を基礎的な財源とする歳入規模に見合った歳出予算編成へ具体的に動き始めた今年度の予算編成に当たりまして、町としては次のような方針を示して編成作業を進めております。

第1点として、町政の構造改革の視点と方向性といたしまして、町の姿、置かれた現状を知り、その上で町の基本構想、基本計画を具体化する施策、事業について改めて住民の期待度、緊急度などを評価、検証し、効果や時代に合わないものは休止、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと、また、これまでは行政が公共、公益を実現する主体を担ってまいりましたが、行政と住民との協働や、各区や住民団体との連携、住民の皆さんのボランティア参加協力など、公共、公益面での行政、住民、そして行政、住民との協働といった役割の範囲を明確にする必要があるといたしております。

また、2点目として、16年度の町政運営の基本的な考え方といたしまして、御宿町行政改革大綱の推進、また一般財源の枠配分方式による予算編成方法の変更、町総合計画に基づく各種施策の推進を挙げ、次期3カ年実施計画の策定に当たりましては、優先事業を除きハードからソフト事業への転換、ニューからリニューアル、いわゆる新規から再生へを念頭に置くことといたしております。

したがいまして、御宿町の基本構想、基本計画をベースにしたまちづくりという基本路線には変わりありませんが、それを進める手法、考え方については積極的に見直していく、また見直さざるを得ない状況にあります。産業の振興策や教育文化の向上、生活環境の保全充実、福祉医療の充実など、いずれも重要な施策でありますので推進してまいりますが、手法、予算配分のめり張りといった部分についてはですね、各課から提出されております概算要求が取りまとめた段階で協議、判断していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

13番（貝塚嘉軼君） 先ほどですね、浅野議員が質問した内容と重複したわけですが、私が主に聞きたいのはですね、この16年度という年は町長にとっても大事な年度ではないかというふうに思っているわけです。それはですね、まず再三議題にのぼっております合併問題、合併を推進していくというそのとてつもない決断をせざるを得ないような状況を迎える年であると。それと同時にですね、やはり任期満了に伴って選挙という大きな川を渡らなければいけない、そういう年でもありますので、今私が町長の16年度予算における施策というお聞きした大きな意味は、その辺の予算組みについてということでお聞きしたんですけれども。

行政の立場として企画財政課長のお答えの中に改革をしていくと、行政改革を進めていくと、また16年度はその集大成であるというような意味合いのものであるんだという中で、実際にそれではその取り組みについて、財源確保、その目標をどのくらいにおいて、どういうところの改革がどのくらいの金額を目標に改革していくんだというようなですね、具体的な数値を示していただけたらなというふうに思うんですけれども、その辺はこれから各課の予算が上がってくる中で検討していきますというような考えなのか、それとももう最初から行政改革の中において、今年度これだけの金額が何が何でも改革をして金額を上げるんだというようなお考えがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 確かに、年間の収入全体をつかんでですね、予算を枠配分という形で考える方法もあるかと思いますけれども、今回私どもが行いましたのは、いわゆる一般財源の枠配分ということでございます。

先ほどの答弁でもいたしましたけれども、今年度に対しまして一般財源の額は4.2%減という中で各課へ配分をいたしました。それを今度は各課でそれぞれ独自の財源といいますか、使用料収入を持っている課もありますし、負担金を持っている課もあるわけでございます。そういった中で、できるだけ各課で所管する財源を確保してですね、それで事業を組み立てていくという、今まではもう少しこの部分が収入が見込まれるんじゃないかというような財政サイドの判断の中でやってきたんですけれども、各課独自の財源を補足いたしまして事業を組み立てていくというような方式でやっております。

13番（貝塚嘉軼君） ということは、各課の課長さんたちがですね、ある程度の事業計画、そして必要な予算、そういう中で積極的に自分たちの課においてはこういう行政改革をしていくんだと言ってこれだけの金額を私たちの課からは削減していきますよというような、そういう積極的な予算組みをしていただければなというふうに思っております。非常に厳しい予算編

成になろうかと思えます。

それはそれとしてですね、新しい試みの中で教育費とそれから商工観光課の費用についてですね、双方の課長にこの予算方法を仰せつかって、自分たちとしてはこういう予算組みをしているんだという計画あるいは案をお聞きしたいなど。その中で、まず教育費の16年度予算をどのぐらいの額に目標を持って予算編成をしたか、この辺をちょっと教育課長、石田課長にお聞きしたいんですけども、まず1点ですね。

議長（伊藤博明君） 石田教育課長。

教育課長（石田義廣君） 先ほどから、財政に関しましては財政計画あるいは状況等いろいろと説明されておりますが、教育費に関しまして御宿中学校関係事業について平成16年度はどの程度計上されるのかということでございますが、この御宿中学校の改築事業につきまして、現在の予定ですと、先ほども説明がありましたが、16年度、17年度の継続事業で実施する予定になっております。事業費につきましては、昨年の12月に設計業務を発注させていただいたわけでございますが、その設計費用といたしまして概算事業費を設定いたしました、その内容につきましては、校舎、共同調理場、外構工事を含めまして12億7,000万ということで、計上させていただきました。事業費につきましては、これからより具体化する中でですね、変わっていく部分も多々あると思われまますので、いろいろと現在試算している段階でございます。

校舎の改築事業につきましては、義務教育諸学校施設費国庫負担法という法律がございまして、それによって継続事業の場合は初年度に補助対象額の4割を消化することが交付条件の中に義務づけられております。共同調理場につきましては、学校給食施設補助金交付要綱によりまして、事業の進展及び完成は単年度で行いなさいという規定がされておりますので、共同調理場につきましては、校舎の完成年度の17年度に事業申請して、校舎と一体となった完成になると思えます。

補助率につきましては、補助対象事業費の3分の1でございます。補助金額等の詳細につきましては現在試算しているところでございますので、よろしく願いいたします。

13番（貝塚嘉軼君） もう1点、お聞きします。

県立御宿高等学校の跡地利用についてですね、検討をしていただけないだろうかというような町民の声がありまして、あえて私は中学校建設に向かって長年の懸案だった事項であって、今日まで検討委員会、あるいは建設委員会、また議会等通してですね、建設に向かって進んでいることはもう重々承知しております。

しかしですね、当時の思いと現実に高等学校が19年に廃校になるということが決定しております。そこでですね、やはり町民にとってみれば新しくしてもらうことには大変うれしいけれども、またすることに反対ではないけれども、財政的なもの、あるいは今抱えている合併問題等協議した中で一考はないだろうかというようなご意見をいただきましてですね、それであれば行政側の考えをひとつ聞きましょうということで、再三瀧口議員もお聞きしたところ、私に課長が質問を受けていますので、控えさせてくださいということで私に回してくれましたものですからお聞きするんでございますけれども、これについてはですね、町民の方も町長さんにも何かいろいろとお話したと、そういう中でよくわかりましたと、前向きに考えて機会を見て町民にも話しますというお答えいただいております。

しかしですね、その前に、いろいろな方たちからの意見がやはりもう一度考え直しては見られないだろうかという言葉が多いと、そういう意見が多いということですね、ぜひ建設委員会もしくは教育長等でこの学校跡地の利用について、本当に利用できるのかできないのか、詳細にわたって調査していただいて、住民のそういう声の方たちに納得のいく説明をしていただいております、やはり町として新しい中学校を建設するんだと、それについて異議なしという声を持って建設することが私はこの時期には大変望ましいのではないかというふうに思うわけです。

ですから、外観だけで、いや高等学校の跡地は適さないとか、あるいはグラウンドは狭いんじゃないかとかですね、もう高等学校も大分年数もたっているんで、いずれはまた新しく建てかえなければいけないんだと、こういういろいろなことがあろうかと思えます。しかしですね、やはり考えてくれませんかと言う町民もあるということで、これらをやはりきちっと説明をして、ご理解をいただいて、新しい校舎に向かって建設を進めていく。

ですから、私はさきに質問された瀧口議員もそうだろうし、議員の皆さんそうだろうと思います。決して建設に対して反対ではないだろうと思います。ただ、時期的に、時代的にですね、町長は大変いろいろと苦しい立場もあるだろうかと思いますけれども、ただただお金がないんですよ、あるいはなかなか皆さんの思いを100%聞き入れるわけにもいかないんですよという立場であろうかとは思いますが、3年前、井上町長が立候補するに当たってですね、町民の皆さんと話し合いながら町政運営を司りますというお約束をしております。ですから、たとえ一部の住民の声であってもですね、謙虚に受けとめて、きちっと納得のいく説明をする必要があるのではないかと私はそう思うわけです。

ですから、この高等学校跡地の利用についてはですね、必ずしも中学校とは限らないとは思

いますけれども、今後問題が出てくると思いますけれども、御宿町として今そういう声がある。それでは中学校として適するか適さないかということをごすね、やはり詳細に調査して、その結果どうしても向かないと、よって町として県がいずれ手放すということになったときに、こういう格好で町に利用させてくださいという計画も同時に立てていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

ぜひこの辺について、いま一度その意思があるかないかをお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） 先ほど、瀧口議員のご質問の中でですね、中学校の改築事業等についてご説明させていただきましたが、先ほど申し上げましたように、この教育施設の建設に関する委員会が9年に立ち上がってその後11年に中学校は改築が早急に必要だということで、建設委員会に名称が改められました。そして10年、11年度で耐力度調査をやった結果、先ほど申し上げましたけれども危険建物と認められたということで、早急な改築が必要であると、これがまず第1点でございます。そして、その11年から今まで約4年間、検討させていただいたということでございます。

今後の跡地利用についてのご質問ですが、このことにつきましては、先般11月14日に教育長と私ですね、千葉県教育庁の県立学校改革推進課、また、施設課を訪れまして、県の現在の状況、考え方を伺ってきました。県教育委員会といたしましては、高校の再編がスタートしたところでありまして、跡地及び施設の利用計画、方針は現在は定まっていませんということでございます。今後、教育委員会の中で検討を経て、知事、部局との調整を図った上で方針を定めたいということございました。町といたしましても、言うまでもなく、高校の土地、建物は県の所有でございますが、その動向を見きわめながら考えていかなければいけないとは考えております。JRの利用、あるいは町の活性化等を念頭に置きますと、外から来る生徒や学生たちの校舎なり、あるいは研修所というような利用が望ましいのではないかと思います。

また、中学校の関係につきましてですね、関連ということでございますが、一つ一つの要因を挙げてみますと、御宿高校の現在の土地は体育施設としてやはりグラウンドが狭いです。野球場は90メートルがとれません。現在、ご案内のとおり、女子のソフトボールとしてグラウンドは使っておりました。テニスコートは2面でございます。一般的には中学校は3面必要であるということでございます。柔剣道場の用地がないという制約もございます。

そして、また校舎にいたしましても、敷地が狭いために4階建てとなっております。バリア

フリー対策が必要です。要するに、義務教育課程におきましては、当然のことながら障害を持つ方もすべて受け入れておりますので、エレベーターの設置等、あるいは男女共学に対するトイレの改造等、多額の費用がかかることが予想されます。

校舎につきましては、第1棟としましては、普通教室、管理室が、これは昭和46年に建築されております。32年が経過しています。第2棟の特別教室は47年築です。体育館は49年の建築でございます。

一般的にはコンクリートづくりの校舎については、耐久年数は大体40年から50年と言われておりますので、改造に費用をかけても例えば10年ないし10数年たったときにまた大きな事業費が必要となります。

そういうことですね、教育施設の建設委員会といたしましても、中学校の老朽化、耐力度調査を踏まえた中で、町村合併や高校再編問題の経過いかんにかかわらず、中学校の改築事業は必要であるという答申で確認されたのではないかと思います。

皆さんご承知だと思いますが、御宿高校につきましてはですね、16年度に生徒を募集します。17年度には2年、3年生が在籍いたしまして、勝浦高校にて総合学科がスタートいたします。18年度には3年生のみの在籍となりまして、19年4月をもって完全統合となることはご案内のとおりでございます。そういうことですね、先ほど申し上げましたけれども、危険な建物であるということで中学校は判断されました。そういうことで早急な建てかえが必要であると教育施設建設委員会が答申で言われているのではないかと考えております。

そういうことで土地の利用につきましては、今後も当然県の動向を見ながら考えていかなければいけません。中学校建設との関係については以上でございます。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 教育課長から説明があったとおりであります。教育長という立場で発言させていただきます。

まず、歴史的に見ても御宿町というのは五倫鬘という言葉に象徴されますように、教育尊重、学校を大切にしていくなだと、そういう気風が連綿と続いている町であるというふうに自負しております。

いよいよ50年にして1回、さっきどこかで発言ありましたけれども、そういう中学校の改築の時が来ました。今まで9年間の歳月をかけて、あらゆる方々の意見を聞きながらここまでたどってきたわけでありまして。

そういう意味で、先ほど石田課長から説明したように、合併問題、あるいは御宿高校の改編

の問題を含めてですね、検討しながらなおかつ来年度には新しい校舎をつくって町の子供たちに供して喜んでもらおうというような状況になったわけであります。

皆さんご承知のとおり、現代の学校というのはですね、教室があって黒板がある、そこで教えるという時代ではもうないんですね。すっかり変わりました。教育方法の多様化ですよ、グループになったりいろいろと動いている。動的な学習になっているんです。ですから、オープンスペースを作る必要があるんです。あるいは、今情報化時代ですから、各教室にまでこれからはそういうのが入ってきます。そして、学校、図書室についてもいろいろと様変わりしてくる状況でありますから、そういうものを含めながら教育施設検討委員会が望ましい学校の理想像をつくってくれたわけです。それに向かって今設計が始まっているということであります。これからの21世紀を生きる子供たちにすばらしい校舎を提供してですね、そして喜んでもらって、安心してそこで勉強してもらう、これが私どもの大きな使命ではないかと思っています。ぜひ新しい校舎を地域の子供たちにお願ひしたいと、私の思いであります。

13番（貝塚嘉軼君） 高等学校跡地についてはですね、いろいろとデータ等で今説明がありましたので、そういう形であるのであれば仕方ないのかなという思いもしますけれども、なおかつやはり建設については十分な配慮が必要ではないかと、その中の一つとしてですね、もう1点、この御宿町が仮に合併したとき、特例債による費用がこの御宿中学校建設事業に取り入れていただけるのかどうか、また、それを特例債を利用することができるのかどうか、その辺の検討をされたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（石田義廣君） 簡潔に申し上げますと、中学校校舎等改築事業にかかわる新市建設計画及び特例債との関係でございますが、この事業が新市建設計画に盛り込まれても特例債の適用にはならないと判断しています。と申しますのも、特例債の対象事業は、学校建設に関しましては、合併により適正な規模にするための統合を行う公立小中学校の校舎です。ここで意味することは、合併によって学校と学校との統合があったときにそれは特例債を適用させますよという私は内容であると理解しております。

ということはですね、新市建設計画に盛り込むことは可能ですが、そのようなことで対象外になると理解しております。

以上です。

13番（貝塚嘉軼君） わかりました。

それとですね、まだ私たち一般議員には図面とかあるいはそういう構造物についての説明が

ございません。その中でですね、聞きますところ建物の中に調理場が含まれているということで、先ほど課長が答えていたように、すべて基準をクリアした中で建設していきますと、そしてその火気、あるいは熱処理等につきましては、すべてオール電化を目標に検討していますというお答えをお聞きしました。

私、食を扱う1人としてですね、そういう教育施設の中にですね、そのような施設が含まれて果たしてそれがよろしいのかという思いがして、再三考えておりましたけれども、やはりこの施設は離れたところに建設すべきでないかなと。瀧口議員が質問したようにですね、安全や衛生面や、すべて機能的なものを含めて、私は隣であっても多少離れてでも、やはり独立した建物にして安全な食を子供たちに提供するということが一番望ましいのではないかなというふうに思っております。どうか、私の意見も少し聞き入れていただいでですね、ご検討していただいで、できるだけやはり手遅れにならない時期に議員の皆様にご説明をいただいで、ある程度やはりご理解をいただいた中で進んでいかなければいけないのではないかなというふうに私は考えております。どうか、その考えを考慮していただきたいと思ひます。

最後に、商工観光費についてですね、この予算について、来年度予算、氏原課長、どのように予算組みをして、また新しい観光の目玉として外から人が呼べるようなイベント企画を盛り込んだかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤博明君） 氏原商工観光課長。

商工観光課長（氏原憲二君） 商工観光課の16年度予算編成方針につきましては、現在作業中ですので、具体的な内容につきましては、まだ申し上げられませんが、編成方針につきまして説明をいたします。

先ほど、企画財政課長から説明のありました予算編成方針に基づきまして、既存事業の再検討や経常経費の削減に努め、より地域振興に資することを念頭に予算編成に望んでおります。主要事業につきましては、3カ年実施計画の具体化を図ることを基本に事業内容の再検討を行っております。

新しいイベント企画が盛り込まれているかというご質問ですが、イベントにつきましては、これまで実施しているイベントをさらに魅力あるものとするべく検討を進めたいと考えます。イベントは観光協会の委託事業となっておりますので、12月に開催されました観光協会理事会におきまして、16年度も引き続き事業の充実を図り、厳しい財政状況の中、経費をかけずにより成果の得られるよう、内容の再検討をお願いしたところでございます。

新規事業といたしましては、町長が提唱しております体験型観光の推進に向けて活用方策を

検討していきたいと考えます。今年度夷隅支庁の働きかけにより、夷隅郡市1市5町で構成する夷隅観光振興連絡協議会が6月に発足し、夷隅地域の産業振興及び活性化に向けて協議がなされております。また、国土交通省の委託事業である半島いきいきネットワーク形成促進事業が夷隅郡市で採択され、500万円の予算がついております。地域資源を活用した交流人口の誘致方策と、広域連携体制の構築について調査、研究が進められております。具体的には、体験型観光を推進するため、先進事例の研究や、地域内の体験メニュープログラムづくり、モニターツアーを実施し、夷隅体験マップの作成検討を行おうとするものであります。

12月に県外先進地視察が開催され、貝塚議員に宿泊業の町代表としてご参加をいただきましたが、この視察の本事業の一環として開催されたものであります。御宿町では、夷隅郡市の事業と並行して町独自の体験型観光の推進に向けて、異業種交流会を中心に調査、研究を進めておりますが、新年度ではより具体化を図る所存であります。

このほかの事業につきましては、緊急性、効果、成果を勘案しながら予算編成に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

13番（貝塚嘉軌君） 最後に一言、これはお答え要りません。私からのお願いです。

御宿町の観光事業というのはですね、町の予算にも重要な影響を及ぼすところがございますので、ぜひ滞在人口がますます増えますように検討していただいて、観光産業がより一層発展、充実するようにお願いしまして、私の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより3時30分まで休憩します。

（午後 3時20分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず、合併問題についてであります。きょう1日これの質疑がされたところであります。その中でですね、1市5町の合併協議会、解散をしたわけでありましたが、その総括について伺いたいと思います。これはそのときの解散のときの臨時会の中でも聞いたところであります。町として今後生かすべきもの、教訓とすべきもの等多々あったかと思いますが、その総括についてですね、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、合併問題の総括ということでございますが、合併協議会をご存じのように、合併の是非を含めて協議する場であるということから、勝浦市が自治体の自治権に基づきまして非という答えを出したことはやむを得ないことと考えております。

ご質問の総括ということでございますが、当初は任意協議会の協議の結果や市町村合併に関する住民アンケート結果、さらには新市の将来構想案に基づきまして議会や住民に説明し、理解を得た上で法定協議会を設置するという予定でございましたが、今回の合併協議会は任意協議会で十分な協議がなされないまま同一請求という住民発議により設置されたわけでございます。

勝浦市が離脱したというような原因といたしましては、基本項目である新市の名称、また事務所的位置などについて、住民発議ということもあって事前に基本的な合意ができなかったことなどが上げられるかと思えます。今後、いかなる枠組みを協議することになると、任意協議会において十分な協議を行い、議会と協働のもと住民の理解をいただきながら法定協議会を設置し進めていくことが望まれるのではないかと思います。

また、事務担当者ごとの分科会による事務事業の調整から積み上げ、また合併協議会での協議をいただいたわけでございますが、安易にサービスが高く負担は安くということではなく、新市となった場合の将来の行財政の健全化を見据えた住民サービスと受益者の負担のあり方や、新市建設計画の策定についてもさらに慎重な協議が必要ではなかったかと思えます。

また、合併協議会の廃止後の課長会議では、今後の対応といたしまして、まず分科会、部会、幹事会レベルの協議項目の精査、また合併のメリットの検証、そして消防、ごみ処理、火葬、し尿処理、病院等についての広域的な事務のあり方、また新市建設計画について検証するよう指示を行ったところでございます。

そうした中で、課長クラスの職員を含めまして、町の代表として分科会で協議し、1市5町における御宿町の水準や他団体の現状に接しましたことは、今後のまちづくりやまた合併協議の上で生かされるものと考えております。

1番（石井芳清君） その解散になった後にですね、最後の方に今答弁いただきましたが、各課において精査された内容というのは、これは内容として公開していただけるものなんではないでしょうか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） これは、連絡調整会議の中で、今後協議を進めていく中で精査をしていくように指示をしたということで、これからまとめるところでございます。

1番（石井芳清君） これからが作業ということでございますので、ぜひですね、そうした作業したものをなるべく早く提出して、勉強会等に提出をいただければというふうに思います。

それから、この新市計画、これ最終的には調整が未決のまま解散したというふうに思うわけですが、先ほど幾つか出ておりましたが、特に今課長もおっしゃっていましたが、郡市内の懸案事項というのがありますね。夷隅鉄道、国吉病院、それから今計画中の広域ごみ処理ですね、それから建設計画ということにはならないのかもわかりませんが、財政的には広域水道問題等がありますが、これらのものについて新市計画には盛り込まれておったかと思うんですが、財政特例債ですね、要するに合併特例法によるものですね。これにですね、これなんか該当したのか、先ほど中学校の話があってこれが該当しなかったと、しないのではないかという判断を町はしたというような話を中学校の問題についてはされておりましたが、こうした郡市の懸案事項に今回の特例法が該当されたのかどうかについて、ちょっと最終的な調整段階の中での結果についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 具体的にですね、合併特例債を充てるというところまではいっていませんでしたが、例えば広域ごみ処理施設については、1市5町の合併ということで、1つの施設で1つの市の合併に伴うごみ処理施設という位置づけがあれば合併特例債の対象にはなっているだろうと考えております。特例債の対象にはなり得る事業であったと考えております。協議会の時点でですね、途中で終わっておりますので、これが明らかに当たる当たらないというところまでの精査はまだしてありませんでしたので、想定として当たるであろうと、1市5町の場合であれば1市5町のごみ処理をする施設であればですね、合併に伴って必要となる施設であるという位置づけによって合併特例債の対象にはなり得る事業であろうというように理解しております。

（石井議員「そのほかに」と呼ぶ）

企画財政課長（新藤 研君） あとはですね、例えばし尿処理施設等もあったわけござい

ますけれども、これも位置づけによっては特例債の対象にはなり得るだろうという考え方は持っております。

1番（石井芳清君） 最終的に、終結をしたわけではないから、今のような言い方しかできないと思いますけれども、最終的に三百数十億の調整範囲の中で、そのときの事業費の積み上げが400億をまだ超えていたという中ではですね、なかなかこれは難しいものだったんじゃないかなというのが実態であろうというふうに思います。この問題については、先ほど冒頭中学校のときに説明がありましたが、要するに合併に伴うものというのが、それが大前提だというふうなことのようにありますので、難しい、つまり住民の皆さんが、今回の少なくとも1市5町の中での合併の中で一定解決が図られるのではないかというのは大変難しかったというのが実態ではなかるうかと私は判断するのであります。

それでは、その後の経過について伺いたいと思います。

本定例会の冒頭のあいさつの中で、町長が幾つか述べられておりますが、解散前後ですね、それからそのときどきいろいろな会議があったかと思えます。先ほども述べられておりましたが、その仕事の経過、一口に言って会議であろうかと思えますが、公式、非公式等もあったかと思えますが、経過についてですね、もう一度説明をいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、その後の経過ということでございますが、夷隅郡合併協議会が解散後、11月19日に夷隅郡の議長の主催による議員研修会の終了後、夷隅郡町村会が開催され、5町による合併協議を進めることについて、各町の議会の意見を聞くことになり、当日開催された議員と執行部の合併についての勉強会の席上でお話をいたしましたわけでございます。さらに、11月26日には勝浦市長、市議会議長、そして助役が来庁し、御宿町と合併について検討を行いたいという申し入れがありました。その後、11月28日の臨時議会の終了後、議員協議会でお話しし、議会の勉強会で協議をいただいているところでございます。

そして、冒頭の町長のあいさつにもございましたように、12月12日に勝浦市長が来庁いたしまして、12月1日に勝浦市は大多喜町にも御宿町と同様な申し入れをしたというお話も聞いてございます。

1番（石井芳清君） これは事実関係の確認ということで伺いたいわけですが、この中で1つ抜けている部分は直接は関係ないわけですが、勝浦市はたしか住民発議による住民投票の請求がありましたですね、その日にちだけちょっと教えていただけますか。その臨時会ですか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 11月21日だったというふうに思います。

1番（石井芳清君） わかりました。

この時系列を見ましてですね、これは先日の議員協議会の中でも問題点が指摘をされておりましたが、やはり少なくとも経過の中で、冒頭の中でも幾人かの議員の中で確認をされておりますが、議員、町、執行部を含めましてですね、一言で言えば合意の中で進んでいくと、そういうような確認がされたかと思うんですが、そうした中でやはりそういう判断をしていく上におきまして、情報ですね、この正確さが非常に大切だろうなというふうに思うんですね。

それで、この時系列見ますと、19日でしたか、たしか議員の研修会があって、私はその日は欠席をしたわけでありまして、5町で協議を進めるということで確認をされて持ち帰りだという話があるわけでありまして、私これ非常に不見識だろうなというふうに思うんですね。11月21日に住民投票についての議決、賛否が勝浦市で問われるわけですね。勝浦市としてはその賛否を判断する以前にはいかな判断も市長としてはできないというんですね。その前段階においてですね、郡市の中で5町で進むという中で、詳細まではわかりませんが、できればそのときにうちの町からは、今こういう事情があるんだからもう少し考えるべきかというような話はなぜ出せなかったのかというふうに思うんですね。これはもう過去の話ですから、そうであるべきではないかと私は意見を申し上げるだけにとどめたいと思います。

それから、11月26日でありますけれども、その後12月1日について大多喜町に打診をしたというのがこの12日ですか。勝浦市長から報告があったということではありますが、この26日の勝浦市が来たときは、確認をいたしますが、御宿町と単独、要するに勝浦市とこの2つの自治体ということであったんでしょうか、それともそのほかも含めてこうした話はすると、その中の一環だったんでしょうか、ちょっとその辺の事実関係を確認をしておきたいんですが。これは正確にはどういうことだったんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） その席にですね、町長、私、議長が出席していた関係上、私から答弁いたします。

勝浦市側からのお話は、御宿町と合併について前向きな議論をしていきたいのでよろしくお願ひしたいというようなニュアンスであったと思います。いろいろなやりとりがありまして、その中でですね、うちの方から、うちの方だけですかというふうな問いかけもたしかしたと思うんですね。そういう中では、とりあえずですね とりあえずというか、一応町村界が接

していますから、そういう中で御宿さんに参りましたと。そのときのニュアンスでは、御宿だけというふうな限定の仕方はしてはいませんでしたよね、その段階では。

こちらから、行政区が隣接しているのでは大多喜さんもあるのではないですかと、大多喜さんには行かないんですかというふうなニュアンスもこちらから言ったような記憶があるんですが、そのときは明確にはどうこうというコメントは勝浦市側からはなかったというふうに思っています。

1番（石井芳清君） もう一度確認しますが、そのときの町としての対応は、町としてはどのような回答だったんですか。

議長（伊藤博明君） 助役。

助役（吉野和美君） 結論的にはですね、新聞等にも載ってございましたけれども、要するに御宿とすれば初めての申し出でございました。そういう中ですから、基本的にはですね、要するに御宿町の考え方としますと、先ほどの説明もありましたとおり、11月19日に5町の首長によるいろんな議会に相談しましょうというふうな話だった、そういう経過もあったんですよ。

そういう中で、26日の段階では、勝浦市さんもですね、郡5町の町村会と、市は町村会に加入していませんから、どうしても意思の疎通が5町と1市ではなかなかうまく連携がとれていないという部分も、それは市長さんも認めていたところなんですよ。

そういう中で、いろんな話の中でですね、うちの方から御宿町としてはそういうものも含めますと、もう一度ですね、1市5町の首長、あるいはまた議長さんも交えた中で、1市5町の合併ということではなくて、枠組みについてどういう枠組みがあるのか、5町は5町だけの話ではなくて、1市5町の首長さん、あるいは議長さんも含めた中で、枠組みについてお話し合いはできませんかというような提案をしたのが実態ですよ。

1番（石井芳清君） そのときは、ちょっと再確認をいたしますが、11月19日の5町という話し合いが一応あったと。持ち帰って協議することになっているという話し合いはその席ではされたんですか。それともう1点ですね、27日にも実は会議やっているんですね。広域事務組合議会が終わった後に一定の会議が持たれたと思うんですが、それについての報告もないんですけれども、それはどういうことなんですか。それについてもあわせて。

議長（伊藤博明君） 町長。

町長（井上七郎君） 19日のですね、お話はさっきも出ました。それは議員は欠席だったと思いますけれども、郡の町村会の主催によります議員研修会ですね。その後ですね、大多喜

の田嶋町長から5町による首長会議を行いたいという話がありまして、会議を行いました。その席ですね、夷隅町さんから勝浦市は抜けたんだから5町で行くのがいいんじゃないかという話が出たことは事実であります。あとは先ほど言いましたように、御宿でも今総務省へ行った後の勉強会をやっていると、そのことについては今から行けば間に合うので、議員の皆さんに今話されたことはお伝えしてですね、26、27、28の3日間、郡の5町は臨時会を開くと。その後の議員協議会を開いてもらって、その席で協議をしてもらったらどうですかという話は私はしました。

それですね、19日の件、私は21日に勝浦市の臨時議会があるので、それが終わってからもいいんじゃないんですかという提案はされましたけれども、ほかの4町は、勝浦市は抜けたんだからという、先ほど言った、と聞いてございます。

それで、27日の勝浦市の広域ですよ、その前に勝浦市が来ましたことをお話をしまして、当日、郡の田嶋町村会長に、きのう勝浦市さんが来ましたが、私としては今助役が言ったようにもう一遍1市5町の首長による枠組みについて話し合ったらどうですかという提案をいたしました。議会が終わった後、協議を開いていただきたいという申し入れをしまして、協議はしました。けれども、その席に勝浦の市長さんは参りませんでした。

これが事実でございます。

1番（石井芳清君） 27日の件であります、これは郡の方で首長ばかりですね、主催でやられたかと思いますが、これは正式には、ちょっと事実関係確認をしたいんですが、勝浦市に対してその会議の出席の申し入れを打診をされたのは文書ですか口頭ですか、そしてそれはだれが行ったんですか、もしその内容について承知していればその辺についても明らかにしていただきたいと思います。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、勝浦からの申し出だけが、1つだけが新聞報道されているわけですよ。こうした中でですね、住民の皆さんも今どうなっているのかということで大変不安に思っているんじゃないですか。特に、何回も出ていますけれども、御宿町は合併についての住民投票までしたわけでありまして、ですから、そういう面でも一遍の報告書だけではなくてですね、そのときどきこういうことなんだよという話で、そうしたこまごまとしたものを一定の中で出していく必要があると思うんですね。

先ほどの補正の中での質問の中でも、最終的な方向を見出すまでは説明会をするつもりはないというような感じの、最終答弁だったと思うんですけれども、きちんとした説明会が、これは一番求められますけれども、そうした事実経過などについて、議会についてもまだまだきち

んとした報告がされていないと。だから我々自身も方向を見誤ることが多々あると思うんですね。

そういう状態ですので、一般の町民はなおさらだろうとは思われますね。ですから、こういう問題について、特に意思形成過程における情報の公開ということになるんだらうと思うんです。難しく言えば。そうしたものについても、これまでは決まったからということで報告あったかと思うんですけれども、それまでにこういう方向で行くんだと、今こういう事態なんだということをやはり適宜町民の中に何らかの形で報告をしていくということは考えられないんでしょうか。それを含めまして、今のことについて、最後の質問にしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 27日のですね、会議については口頭で申し入れをしまして、文書での申し入れはしておりません。私がしました。

それと、その件につきましては、28日の協議会の席で報告済みであります。

1番（石井芳清君） 郡の会議ですので、やはり郡の会長から本来ならば口頭も含めて書面も含めてですね、例えばうちの町長はそういう形で結構だと思えますね、ただ正式にはそういう非常に大事なものを協議する場所ですから、話し合う場所ですからね、ですからそういう形というのが本来であれば最低限のルールだったろうなというふうに、後から我々見てそういうふうに考えますので、今後そうしたものもまた多々、いろんな会議等設置も、少なくともこの合併問題でいろいろなものも求められるとは思いますが、そうしてきちんとまずやるということがまず大事だろうと思えますし、またきちんとその辺についての報告も受けたいというふうに思いますので、そうした形で進んでいただくように要望するものであります。

それから、今後については、先ほどの答弁がありましたので、了といたします。

それでは、次に移りたいと思います。来年度予算方針についてであります、基本的な考え方については先ほど貝塚議員の質問に詳細な答弁がありましたので了といたしますが、その中について、特に予算がこれから厳しくなっていく中において、2回以上にまたがる、そうしたような事業についてですね、どのように調整をされていくのか、それらについてまずお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、今回は一般財源の各課枠配分ということで、その一般財源に各課におきまして、国・県支出金、使用料・手数料などの収入を見積もって、そういった財源をもとに各課が所管する事業を組み立てていく方式

に改めたわけでございます。

その理由といたしましては、一般質問の要旨にもありますとおり、右肩下がりといいますが、収入の伸びが期待できない時代背景の中です、いかに限られた財源を効果的にまちづくりに生かしていくか、そのためには収入に見合った支出という予算の原点に戻す努力が必要であるということでございます。また、住民への説明責任が求められることでもあるわけでございます。

特に、今回重点を置いておりますのは、従来は12月下旬までに各課から概算要求を出していただいている。年明けから財政担当課による予算協議、1月の下旬にですね、ようやく町長査定というスケジュールを見直しまして、年内には概算要求総額と、枠配分を超える事業を含めた協議項目を明らかにいたしまして、年明けから町長、助役、収入役、総務課長に、担当課長を加えた予算編成会議を持って、制度の改善、先ほど質問にありました各課にまたがる事業、あるいは手法の見直しに時間をかけていきたいと考えているところでございます。

このことがご質問の右肩下がりにおける財政運営と執行方法につながるのではないかと考えております。

1番（石井芳清君） もう1点ですね、予算計上されないものですね、これ先般の決算の中で、決算にあらわれないものをどう行政評価をするのかという私質問をしたかと思いますが、そうした中でですね、本定例会の冒頭の幾つかの答弁の中に、住民負担を求めるのかそれともサービス低下の二者選択かというようなお話が出ましたね。この二者しかないのでしょうか。そうではないと思うんですね。これから現実的には右肩下がり、先ほど浅野議員の質問にもありましたが、中学校建設をいかにするのかという大事な問題提起されました。今現在ではわからないというような答弁でもありましたが、対前年度同程度の予算規模の中で、新たな事業計画が組まれると、多額なものが組まれるとすれば、そのほかは大幅に、やはり圧縮されるというのは当然ですよ。

これまで、先ほどの合併の話もそうなんでしょうけれども、財政が大変だからやっていけないというのは一般論としてよく聞かれることがございます。しかしですね、この10年間はほぼ同程度の水準で財政運用されてきたと思います。そのときどきの特別な事業があった場合の上げ下げはあります。しかし、これからは我々も議員としてまた、そういう形ですね、国・県に対してやはり必要なものの財源の処置は必要だと、覚悟はしろということは当然やっていくつもりではありますが、しかし今般出ました国の方針、交付税含めましてですね、来年度について多額の額のカットが今検討されているというような話もあります。

それと、あと先ほどから幾つも出ていますが、今の町民の実態ですね、企業の実態を見ますと、財政収入増というのは見込める状況ではないというふうに思うんですね。まさにこれから右肩下がり、そういう意味では右肩下がり、これは大変でなくてそれがもう当然なんだと、そうした中でどう財政運用をしていくかと。今、冒頭申しましたそういう中では、予算がなければそれはどうでもいいのかと。例えば、ある観光イベントなんかでも予算がなくなってしまったからといって、行ったら本当に関係者しかいないんですね。私、びっくりしましたですね。お金なくたってもう少しできるのではないのでしょうかね、考え方によってはね。それでもお金がないと何の事業もできないのでしょうか。

戦後まもなく町役場ですね、復興した中ではほぼ事務経費のみだったではありませんか。何の委託もしないですべて自分たちの力でやったわけではないですか。その後、高度成長期の中で、右肩上がりの経済の中でですね、どんどん委託すれば、お金だけすれば全部仕事ができるというふうになって、国・県のそうした方針もあったんだろうと思いますけれども、判こだけですべて終わってしまうと、そういうことをやっていけば幾らお金があっても足りませんよ、逆に言えば。

では、これからどうしていけばいいのかという中でですね、そうはいっても本町はこの間の合併協議会の中でも我々も勉強させていただきましたけれども、他町がやっていないたくさんのことを、またはこの郡内でも非常に早い導入をしたものがたくさんあると思うんですね。例えば、公募制もそうであると思いますし、自主防災組織、これも郡内まだそういうものをつくられておらないようであります。これも広域災害になれば大変な力を発揮します。わずかな予算でありますけれども、すぐに財政効果を、行政効果を発揮すると思いますね。それからリサイクル、それから各種計画、これも職員みずからつくるといっても幾つかやられておるといふふうに思います。

こうしたものも踏まえてですね、これまで御宿町はそうしたものに組み込んできて成果も得ているわけでありまして。私はそうしたものをさらに今後ですね、生かしていく、そうしたことが必要ではないかというふうに思うわけでありまして。今後の財政運用と執行方法についてですね、それからそういう予算計上されないもの、これをどう行政評価していくのか、住民負担もしくはサービス低下の二者択一しかないのかと、それから財政問題についても合併の中では臨時財政対策債ですね、これも本年度までの運用ということではありますが、先般勉強会に出席させていただきまして質問しましたところ、これについても何らかの対応をとりたいということで一定の方策も見えてきたわけでありまして。

こうしているんな形ですね、努力もしていきながら、では具体的にどうするのかと。特にですね、各課にまたがる問題、後段の質問にもありますけれども、先ほどの中でも問題提起をされましたけれども、こうした各課にまたがるものをどう調整するのかと、各課の担当者同士でそういうものが調整できるのかといったらこれは難しいと思うんですね。やはり、幾つかあったような、先ほど、例えば合併問題についてもそうしたプロジェクトというのは必要ではないかというような提案もされました。ですから、こうしたものはどうやっていくのかということ、これまではその中で全部やっていたわけですがけれども、そういうものではないものはたくさんある。

1つが関与すると、かなりの額が減らされると思うんですね。それが本来の、では行政効果が出るのかということ大変疑わしい。これだれが見ても明らかだと思うんですね。こうしたものについてですね、今年の中で一定の方針を出していただいでやっていただくということでありますけれども、そうしたこれまでの御宿町の経過を踏まえましてですね、今後どうされていくのか、改めてお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） まず、住民負担増と行政サービスの低下というお話でございますけれども、先ほどのご質問は予算規模というお話の中での答弁ということでご理解いただきたいと思えます。したがいましてですね、ただ負担増と切り捨てという2点だけではないということは私も十分承知しております。

そういった中でですね、今回の予算編成の方針の中にも示してございますけれども、やはり行政と住民との協働であるとかですね、各区、あるいは住民活動団体との連携、住民の皆さんのボランティア参加協力といった面が非常に重要になってくるということで方向性を示してございます。

それと、具体的にですね、先ほど申し上げましたけれども、従来の数字合わせ的な予算編成から、やはり制度の改善あるいは役割分担も含めまして手法の見直しに時間をかけていきたいということで、まず年内には町長を初めとするトップの方に、来年度予算における課題等を示して、どういう取り組みを具体化していくのかということに時間をかけていきたいと考えております。

例えば、バリアフリー対策についてもですね、現在は各施設ごとに所管課が分かれております。そういったことで、果たして効果的なのかどうか、あるいは住民の皆さんの意見をもとにした計画づくりに対応する窓口を設置してはどうかといったような協議を行ってですね、政策、

あるいは制度設計重視の予算編成を行っていききたいということでございます。

よろしくお願いいいたします。

1番（石井芳清君） わかりました。これから大変短い時間でありますけれども、今まで以上は1カ月繰り上げた中ですね、大変財政厳しい中、予算組みをされるということであります。ほかの方もおっしゃっていらっしゃいましたが、そういう面で本当に住民要求第一に、そうした施策も打ち出されておるわけでありますから、予算をつくっていただきたいということですね、これまでの決算でもありましたが、予算執行の途中で全く予算が違うものになってしまうと、もしくは執行がとまってしまうと、執行の意味がなさなくなるというものも、それは外的要因ではなくてですね、そういうものも多々あったわけでありますが、こうしたものが是正されてですね、本当に少ない予算が効果的に使われる、本当に住んでよかったまちづくり、そういうものを目指していただきたいと思います。

また、そういう意味におきましてですね、行政の透明性、それから説明責任、また今おっしゃられておりましたが、住民とともに気づき考え行動する職員づくりに邁進をしていただくことを要望させていただきまして、質問を終わりにさせていただきたいと思います。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでございました。

川 城 達 也 君

議長（伊藤博明君） それでは、6番、川城達也君、登壇の上ご質問願います。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） 6番、川城でございます。

このたびは私にとっては初めての一般質問であり、まだまだふなれな点等多いとは存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、二種規制の問題についてでございますが、この法が施行されましたのはかなり以前のことであり、今となつてはその経緯について、詳しく厳密に検証することもままならず、また当時の御宿町を取り巻くさまざまな情勢をただ現在の視点にのみ基づいて一方的に判断することは、仮にできたとしても一面的とのそしりは免れ得ないものであることはよく理解しております。

しかしながら、長らく観光御宿、リゾート御宿を標榜し、まちづくりの柱としてきた御宿町にとって、観光資源である自然の豊さと、そこにおける地域全体の経済活動との調和をどのよ

うに図り、いかに最適な妥協点を見出していくかは時代や景気の善し悪しにかかわらず、恐らく永遠の課題でありましょう。

かつての二種規制の一件は、経済活動と自然、生活環境のバランスの取り方をめぐる問題であり、また行政側による規制と自由な経済活動を求める経済主体の本能との間における普遍的かつ本質的な摩擦をはらむ問題でありました。私は、そこに人間の歴史においてすこぶる古典的であるところを、自由と秩序との対立、あるいは個と集団の対立、そして人間と環境の対立の構図を見るのであります。

以上のような問題の普遍性、根源性を見据えた上で、御宿町においてあの規制によって守ろうとした環境条件とは一体何であったのかについて、改めてお尋ねいたしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 新藤企画財政課長。

企画財政課長（新藤 研君） お答えいたします。

自然公園は、ご承知のとおり自然環境に影響を及ぼさないよう建物を規制し、風景地を保全することが大きな目的でございます。

昭和32年に自然公園法が制定され、全国的に自然公園の指定及び区域拡張が促進され、御宿町におきましては昭和33年8月に南房総国定公園の一部として指定を受けたわけでございます。指定当時の自然公園におきましては、現在のような規制がないものでありまして、自然の風景地を有する観光地として国から指定を受けたことで、観光発展の起爆剤として歓迎された旨もあるようでございます。その後、昭和50年4月に自然公園における許可審査指針が施行され、現在の規制に至っております。

現在の自然公園区域は、海岸線に沿って指定されてありまして、美しい自然な海岸風景を保全する一方で、第二種特別地域の規制は観光産業を展開する上で支障を来すということで、区域の除外、あるいは規制緩和等の要望が過去にもあったわけでございます。

また、高層建築物が建ち始めた昭和50年代から60年代には、この二種特別地域の海岸線の一带には高層建築物は規制によって建てることができなかつたということで、区域の除外に反対する住民の方のご意見もあったわけでございます。そうした中でですね、平成元年の見直しの際にはですね、関係住民の意向を聞くアンケート調査も実施しております。

こうした経過を踏まえまして、最近では平成13年の自然公園区域の見直しに際しまして、観光産業、あるいは町活性化の軸となる海岸地帯の発展のため、指定権限のある千葉県と協議しております。千葉県の回答は、開発を目的、または助長する区域の除外は原則として行わないこと、また仮に除外した場合の建築規制の法的な担保がないこと、あるいは景観上好ましく

ない建物が乱立してしまうのではないかという意見もございました。

町といたしましては、都市計画による建築規制も今後予定しておりますので、おおむね10年ごとに行われます見直しの時期を見据えまして、町民の方々のご意見を伺いながら検討、協議していきたいと考えております。

6番（川城達也君） ありがとうございます。

それでは、次にですね、教育に関する質問をさせていただきます。

俗に言う詰め込み教育の時代は過ぎ、現在はゆとりの教育が標榜され、また生きる力の涵養といった教育目標が掲げられるようになった感がありますが、文部省の教育方針はさておき、私はあくまで家庭や地域の環境と人材とに基礎を置く、顔の見える日常的かつ具体的な経験の一つ一つの積み重ねこそが万巻の書を読むに等しいか、あるいはそれをしのぐほどに重要な少年、少女時代の教育的経験であると思っております。

その中で、とりわけ食事に関しましては、恐らくどのようなご家庭もどのような親御さんも、我が子のために最大限の労力と注意等を払っておいでと思われませんが、いかんせんまだ食に関する知識が日本においては十分普及しているとは言いがたいものがあります。

例えて申し上げますと、長らく平均的日本人に慢性的に不足している栄養素は、ただ一つカルシウムであります。これなどは日本列島の地質学的成り立ちに起因しているとはいえ、日々の主食を小麦粉を使ったもの、すなわちめん類やパン食に変えれば一気に解決する問題であります。なぜなら、小麦粉のカルシウム含有量は実に米の3倍であるからです。地球上で米を主食とする南方地域の人々の平均身長は低く、小麦を主食とする北方地域の人々の平均身長が高いのは、そっくりそのまま米と小麦の生産地帯の分布と重なっております。

個人が実際にどのような食生活を送るかは、好き嫌いや人生の目標、あるいは食文化の問題もございましてここで論じるべきこととは思いませんが、少なくともこのくらいの知識を成長期を控えた子供のころに教えてあげたい、私はそのように思います。

農林水産省の意図かどうかはわかりませんが、幾ら日本人だからといって銀シャリばかり食べていてはカルシウム不足になると、あるいは教える必要があるのではないかと。現代においては肉類の摂取もかなりの量に上るわけですからなおさらであります。

長くなりますが、さらに申し上げるならば、例えば肉の中でも牛肉には体を温める作用がございます。羊の肉はもっとさらに強力に温めます。ですから、寒い冬に例えば牛の焼肉を食べることは非常に理にかなっているわけです。暑い夏には豚肉がいいと、そういうわけです。

このように、我々が日々口ににするすべての食材には、近代栄養学的な意味での栄養素のほか

にも医食同源の東洋学的見地から見たさまざまな温熱作用や、体の各臓器に対する働きの違いが存在しており、非常に奥深く、興味深いものがあります。そして、このような視点から、自分自身の体に合った食材と調理方法についての理解が深まるならば、それはとりもなおさず、自分自身が何者かについての理解を手に入れることであり、自分自身についての理解が深まることはすなわち身近な友人や両親を初め、他者への理解の深まりと人生の幸福と満足に近づくことになると思います。

あなたが普段食べているものを教えてくれれば、あなたがどういう人間が言い当ててみせようというある作家の深い言葉がありますが、食の教育はこれからの時代において、いわゆる主要5教科と呼ばれる科目に匹敵するか、あるいはそれ以上に重要な基礎的人間教育であり、そして哲学教育であり、またエコロジカルな自然環境教育になり得るのではないのでしょうか。加えて申し上げれば、観光御宿の発展の見地からも、将来他所からいらっしゃる観光客の皆さんに、おいしく、体によい、独創的な料理を提供せねばならない職業につくであろう子供たちに、料理と食材についての基本的かつ根本的知識と、そしてセンスを人生の早い段階で教えておくことは非常に大きな投資効果があると私は確信しております。

長くなりましたが、上記のような観点に立って、学校教育においてより深い食の教育を展開することが制度的、時間的、そして財政的に可能であるかどうか、岩村教育長及び石田教育課長にお尋ねいたしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） ご指名いただきましてありがとうございます。お答え申し上げます。

小中学校における食の教育の可能性はいかにという内容だと思いたしますが、最近ですね、小中学校において、あるいは義務教育段階だからこそなんだろうが、おっしゃるとおり食に関する指導の充実が大事なんだということが強調されてきております。ただその主なねらいは、子供たちの栄養のバランス、健康面からの取り組みが主でありまして、言ってみれば日本人のライフスタイルの変化や、あるいは朝食抜きの生活とか、加工食品の取り過ぎなどによりまして、もう小学校の段階から肥満や糖尿病、そのような成人病的な教育問題が多く見られるのが現状であります。学校では、定期健康診断の結果を踏まえまして、養護教員による個別指導とか、あるいはまた将来を通じた健康づくり、生活指導の基礎づくりが大事な時期なんだという観点からですね、食に関する専門家であります学校栄養職員、これは御宿町に2人配置されておりますが、そういう方々を活用しながら食習慣改善の指導をやっているところであります。

議員の質問は、この食に関する指導をさらに一歩進めて、食の持っている奥深さ、言ってみ

れば食の文化とでも言ったもの、そういうものを小中学校の義務教育課程の中で指導する事ができるのかどうかということだろうと思います。食の教育はまさに重要な人間教育であり、環境問題にも関連しますし、またこのあり方と心のあり方とか、情操教育を担っているという議員の考えには同感であります。ただこれを1つの教科として立ち上げることは、現行指導要領の枠、基準から見て現在不可能であります。ただ、給食の時間を利用したりですね、あるいは中学校低学年の生活科、これは昔は理科と社会科であったものを一緒にした教科ですが、生活科。あるいは中学年以上の総合的な学習なんかを使えばですね、議員のおっしゃるような地域長所を生かした食の指導の時間を設定することは可能ではないかなというふうに考えております。

ただ、内容が高次の場合にはですね。それが果たして義務教育段階で、本当にそれがそれでふさわしいかどうか、これまた別の意味で検討する必要があるかと思えます。当然のことながら、そういう授業を導入する場合には指導する内容、教材によりますけれども、それ相応の予算措置が必要になるだろうと感じます。

ちなみにですね、この問題は国でも大きな関心を払ってしまして、国の動向を申し上げますと、教育制度の内容を検討する、あるいは教育内容を検討する、諮問機関である中央教育審議会がありますが、そこですね、近々、給食を管理することともう一つの仕事はその食の教育をする、この2つを合わせたことやってもらうために、今までなかった教諭資格、栄養教諭というのをつくって、この面を強化していこうではないかという動きがございます。そういう意味で、私どもは、そういう動きが今後どういうふうにこれから展開していくのか注目しているところであります。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石田教育課長。

教育課長（石田義廣君） 議員のご質問の趣旨に、多分に学校給食に触れてある面が多いように思われますので、私の方から学校給食の現状というようなことを説明申し上げたいと思います。

学校給食の重要性につきましては、学校給食法によって定められております。現在学校におきまして、食に関する指導は、今教育長申し上げましたように、給食の時間において給食の献立を教材としての指導を初めまして、食の教育は総合学習の時間あるいは理科や体育の時間など、いろいろな教科の中で関連して行われております。

また、現在栄養士を中心にいたしまして、月1回の給食だよりの発行とか、食の大切さ、望

ましい食生活のあり方などについて指導を行っております。現在行っています食事の献立の内容についてちょっと触れますと、主食といたしましてはご飯、パン、めん類、ご飯は週3回から4回、パンは週1回から2回、めん類は月に3回程度でございます。

ちなみに、給食費は1食あたり小学校で270円、中学校で290円、折に触れバイキング給食、これはバイキング給食という感覚ですと、何か好きなものを好きなだけ食べるという感じがありますが、そうではなくてその各個人のですね、体力に見合っただけでカロリー計算した中で、何をどれだけとったらいいかということで食事をすると、こういうようなことでございます。あるいは親子給食、ふれあい給食などを年に2回ほど取り入れて行っております。

私が言うのも何ですけれども、御宿町の給食は近隣の市町に比べて大変おいしいと言われております。御宿中学校は、現在は自校方式、御宿小学校共同調理場においては岩和田小学校の分もつくっております。布施小学校に関しては大原町の給食センターにお願いいたしております。施設の設備の面から申し上げますと、中学校の調理施設は昭和39年につくりました。御小の共同調理場は昭和42年に建設されまして、老朽化が進んでおります。

きょうは、先ほどからいろいろと調理場の問題についてもお質問をいただいておりますが、先ほど申し上げましたように、学校の改築事業と並行して調理場の設置を計画、検討しております。

議員のご指摘のですね、食の重要性にかんがみまして、給食施設の整備、充実を図り、また同時に日常行っております各教科を通して、児童・生徒の食に対する関心をより一層高めまして、食の教育が人間教育の確かな萌芽となるよう、新しい芽となるように意を配っていきたくと考えております。

以上です。

6番（川城達也君） ありがとうございます。恐らく、食の教育に関しましては、余りにも日常的なことであるがゆえに、ともすると軽視しがちなことではあります、実は非常に深い問題であると私は思っております。

それでは、最後に合併問題について質問させていただきます。

現在、1市5町の枠組みによる協議が流れ、新たに大きく2つの選択肢の中で合併が模索される状況にあるわけですが、先ほど井上町長からもお話がございましたが、執行部と議会が連携しながら1月いっぱいぐらいまでには方向性を打ち出していかうではないかということございました。

この御宿町も、近い将来いずれ決断を迫られることは言うまでもないこととあります。執行

部及び議員にとっては、まさに正念場を迎えようとしているわけではありますが、この場をお借りしまして、一つの問題提起をさせていただきたいと思います。

すなわち、この難問の前ですべての関係者は全力を尽くして、みずからの欲望ではなく、みずからの理性と義務と責任の感覚とに基づいて、御宿町にとってよりベターな選択肢が何かを探求することを求められているわけではありますが、さまざまな要素を比較、検討し、そして理性によって結論を出そうとしても、それが出ない場合ですね、あるいは理性によっては各選択肢の間に明確な区別が認められないというような事態があらわになった場合どうするかということでもあります。

ですから、ここから先の私のお話は、このような過程に基づいているとお考えください。もし、理性によって、あるいは数字によって判断不能な場合にも、決断が迫られる以上、人間でありますから、恐らく欲望であるとかあるいは好き嫌い等の感情、恣意的な感情によって決めざるを得ないのではないのでしょうか。しかしながら、欲望、感情といった恣意的な判断の根拠に基づいて我々14人の議員が決断を行った場合、それは果たして有権者の意思と見なしてよいのかどうか。

民主主義の理想に従って申し上げるならば、民主主義とは判断の民主主義であるべきであって、欲望や感情の民主主義ではない。私を含め、選挙で選ばれたすべての者は、その判断を理性的に行使することを期待されて、御宿町民の皆様から代理権を付託されているはずであり、有権者の欲望や感情を代弁するわけではないし、また代弁しきれるものでもありません。

では、合併の枠組みが理性的に判断しきれないものであった場合、果たしてどうしたらよいのでしょうか。私は、合併の是非を住民投票にかけることには懐疑的ですが、合併の枠組みの決定に当たっては、さきに申し上げた過程の範囲内において、すなわち理性的に判断することが非常に微妙であるという場合において、十分検討の余地があると思っております。

それはちょうど人間が結婚すべきであるかどうかは理性的に判断されるべきものであるのに対し、だれと結婚すべきかは理性では決めきれない。いや、むしろ感情も欲望も重視すべきであることに似ています。もし、この合併をめぐる決断が理性を離れたところで行われざるを得ないのであれば、そのときは何か方策を考えなくてはならないのではないのでしょうか。

以上が私の問題意識であり、問題提起であります。

そこで、まだ少々先のことはありますが、住民の意向調査、あるいは住民投票等を実施することの可能性について、そして具体的にはどのような内容のものが考えられるのかについてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、お答えしたいと思います。ただいま議員のおっしゃるように、合併協議会が白紙になったということでごさいます。現在までの状況につきましては、先ほど来の質問等でごさいます。御宿町が理想するという、再度1市5町の合併には関係市町村の状況を見ますと困難な状況と言わざるを得ません。また、議会と執行部の勉強会の中でも枠組みは別といたしましても合併すべきというような意見が大半でごさいます。今後の合併の枠組みにいたしましても、夷隅郡5町、勝浦市からの御宿町への申し入れ、また御宿町と同様に勝浦市から大多喜町にも申し入れがあったということでごさいます。

議員のおっしゃるように合併の枠組みを決定するに当たりまして、住民の皆さんの意向を尊重、また反映することが基本というふうに考えますが、現在町が住民の皆さんの判断材料と示すことのできる資料が議会の勉強会にお示ししました現状の各市町村の財政状況と財政推計等でごさいます。ある程度の部分はまた解散前の1市5町の合併協議会での確認事項で推察することはできますが、合併を判断する上で重要となります。将来構想や建設計画が定まらないため、この枠組みで合併した場合、どのようなまちづくりになるかというところを説明することができません。住民の皆さんに十分な判断材料を示さないまま、意向調査や、また住民投票を実施した場合においては、議員さんの懸念するように、単に好き嫌いだからというような結果になってしまうおそれも否定できません。

また、昨年12月に実施いたしました合併特例法に基づく住民投票と違ひまして、仮に住民投票を実施する場合には住民投票条例を議会において制定することになります。議会の皆さん、住民の皆さんの信託を受けまして、議会の議決機関として地方自治法の96条に定められた権限を有しておるわけでごさいます。一般的には行政から住民投票条例を提案しにくいというような状況もごさいます。

また、仮に住民投票や意向調査を実施し、どのような結果が出たかということからしても、法的に最終的には議会の判断があつて議決するということになるわけでごさいます。

また、合併問題は、相手のあるということで、現時点で合併の枠組みについて御宿町が意向調査や住民調査等の時期的な余裕があるかについても、ほかの団体の状況を考慮する必要もあります。任意協議会が設置され、将来構想や建設計画の概要が明らかになった段階であれば意向調査や住民投票ということも考えられますが、現状では困難であろうかというように認識しております。

6番（川城達也君） ありがとうございます。

この問題はですね、どういう結論が出た場合に間違った結論なのか、どういう結論が正しい結論なのか。もし間違うとしたらどのように間違うのか。そして、住民そして我々が納得がいく結論というのはどういうふうにしたら出せるのか、その方法論をよく考えてですね、ぜひとも御宿町にとってよりベターな、ベストの結論が出るように、私も力を尽くしたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成15年第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会には、御宿町一般会計補正予算案など6議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認、ご決定をいただき、閉会の運びとなりまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様方には重要かつ困難な問題の山積いたしましたこの1年を、町民の代表として重責を全うされ、御宿町の発展と町民の福祉増進のために絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、皆様方からいただきましたご意見につきましては、慎重に審議をいたしまして、実現をする運びとさせることに努力をしていきたいと考えております。

暖冬予報とは申せ、いよいよ厳寒に向かいます折から、健康には十分留意され、希望に満ちた幸多き新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。

寒さも一段と厳しくなる中で、年末で慌ただしくなります。体には十分気をつけられて過ごされることをお祈りいたしまして、私のごあいさつといたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

以上で、平成15年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

これで散会いたします。(拍手)

(午後 4時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年12月 日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 瀧 口 義 雄

署 名 議 員 白 鳥 時 忠